



2023 四国ろうきんの現況

SHIKOKU ROKIN DISCLOSURE

 働くあなたを応援したい
四国ろうきん

◆ 目 次 ◆

1. ごあいさつ	2
2. ろうきんの理念	3
3. 事業方針	4
4. 社会的責任と社会貢献活動	19
5. 当金庫の考え方	26
・リスク管理の態勢	26
・各種リスクへの取り組み	27
・コンプライアンス（法令等遵守）の態勢	29
・苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）	31
6. 事業の組織	33
7. 主要な事業の内容	37
・預金商品のご案内	37
・融資商品のご案内	38
・附帯・サービス業務のご案内	41
8. 各種手数料のご案内	42
9. 事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内	44
10. 四国ろうきんの沿革・歩み	48
11. トピックス	49
12. 業績の概要	50
13. 連結情報	88
14. 全国労金の概要	107
15. 索引（法定開示項目一覧）	109



本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧）」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。



ごあいさつ 理事長 杉本 宗之

平素より、私ども「四国ろうきん」をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年もここにディスクロージャー誌「2023四国ろうきんの現況」をお届けします。

「ろうきん」は、かつて「金融排除」された労働者や生活者が「相互扶助」の精神で資金を出し合って創った「協同組織の福祉金融機関」であります。1952年の設立からこの間、私ども「四国ろうきん」が常に労働者に寄り添いながら時代の変化とともに労働者の多様なニーズに応えてくることができましたのは、ひとえに会員各位をはじめ関係団体のご理解とご支援の賜物であり、心からの感謝を申し上げます。

2022年度はおよそ3年間にわたって猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症に加えロシアのウクライナ侵攻に起因する原材料不足や物価の急上昇など本当に大変な一年でございました。私どもはそのような混乱の中ではございましたが、「デジタル革命下での経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」を二大テーマに「第8期中期経営計画」の中間年を乗り切る事が出来ました。そして「労働者の生活向上」という理念経営の実現や「金融包摂」による事業存続の礎を築く施策を積極的に行ってまいりました。

その結果、収支面では、経常利益は9億99百万円（計画比+48百万円）、当期純利益は7億30百万円（計画比+32百万円）と、コロナ禍や物価高そして長期化する低金利環境という厳しい状況下においても尚、計画を達成することができました。なお、自己資本比率は、10.34%となりました。

2023年度は、「第8期中期経営計画」3か年の総仕上げであると同時に次期「第9期中期経営計画」の準備という極めて重要な年度になります。将来にわたって会員の皆さまやお客さまに信頼され選択され愛され続ける「四国ろうきん」となる為にも、見直すべきところは見直し、同時に労働者福祉金融機関として「経営理念」など変えてはならぬものはしっかりと堅持して計画達成に取り組んでまいります。

世の中を翻弄し続けた新型コロナウイルス感染症は「5類移行」により、その感染対策などは大きな節目を迎え、2023年度は本格的に経済活動も活発になってくる事でしょう。しかしながら、今後も世界規模で起こるパンデミックや気候変動、そして国際紛争に起因する貧困や格差拡大が懸念されます。「四国ろうきん」はそのように激変する社会環境に対して社会的な存在意義をしっかりと自覚して臨み、「協同組織福祉金融機関」としてその使命を果たして行く所存でございます。役職員一丸となってこの難局を乗り切る覚悟でございますので、どうぞ会員の皆さまにおかれましても、これまで以上のご理解とご支援をお願い申し上げます。

このディスクロージャー誌は、「四国ろうきん」の機能や役割、そして2022年度の業況等を取りまとめたものです。本誌によって、私どもに対するご理解を一層深めて頂ければ幸いに存じます。

2023年7月



ろうきんの理念

- ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
- ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
- ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
- 会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
- ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんビジョン

1. 勤労者の生活を生涯にわたってサポートします。
2. 非営利・協同セクターの金融的中核としてその役割を発揮します。
3. 人と人、人と地域をつなぐことを通じて、「共生社会」の実現に貢献します。



ろうきんは、はたらく人のための金融機関です。

勤労者なら、どなたでもご利用いただけます。ろうきんの商品やサービスなど業務内容は、一般的な金融機関とほとんど変わりません。しかし、「目的」「運営」「運用」が違います。

目的

はたらく仲間がつくった金融機関

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などのはたらく仲間が、お互いを助け合うためにつくった協同組織の金融機関です。



運営

営利を目的としない金融機関

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。



運用

生活者本位に考える金融機関

はたらく人からお預かりした資金は、はたらく人たちの大切な共有財産として、はたらく仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。



ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期事業計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

〈事業運営三原則〉

●「非営利の原則」

金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

●「直接奉仕の原則」

金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

●「政治的中立の原則」

金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

経営ビジョン2030

私たち四国ろうきんの全役職員は、「経営ビジョン2030」の実現に向け取り組むことを約束します。

四国ろうきんは

- すべてのお客さまの夢の実現と家族の幸せに貢献する、非営利の勤労者福祉金融機関であります。
- 「お客様に感動を提供する高付加価値・お役立ち・提案営業」を実践し、すべてのお客さまに“信頼され、支持され、選択され続ける”金融機関になります。
- 私たちの事業を通じて地域を基点に助け合いの輪を広げ、共生社会と金融包摂の実現に寄与します。
- 「情熱」と「覚悟」をもって変革にチャレンジし、強固な経営基盤を構築して、理念経営の実現に邁進します。

※「経営ビジョン2030」は、四国ろうきんの使命や実現すべき企業価値をバックキャスティングにより、2030年のるべき姿として明示したものです。

四国ろうきんクレド

私たち四国ろうきんの全役職員は、お客様に対して、四国ろうきんに対して、自分自身に対して、8力条の行動指針を実践することを約束します。

私たちは

- 労金法第1条「労働者の経済的地位の向上に資することを目的」として、ろうきんを守り発展させます。
- いつも笑顔で、明るく、元気に、前向きに活動します。
- コンプライアンス経営に徹し、一人ひとりが「覚悟」と「責任」を持って、堅確な業務を遂行します。
- 金融のスペシャリストとして、お客様に選択される“真のお役立ち集団”になります。
- まごころの提案営業を実践し、「お客様満足度・四国ナンバー1」を実現します。
- 情熱を持って「変革」に「チャレンジ」し、成長を続けます。
- 持続可能な健全経営に徹し、利益は会員・勤労者や社会に還元します。
- 学びと成長を追求し、幅広い知識・見識・創造力を養い人間力を向上します。

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

ろうきんは、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初のろうきんが設立されて以来、常に貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

ろうきんは、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国のろうきんは、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。ろうきんにとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわ

たり、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

四国ろうきんは、今般、『お客様本位の事業運営に関する取り組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取り組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取り組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1. 『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』の策定・公表

- 四国ろうきん（以下、当金庫）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。
 - 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
 - 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。
- （注）本方針において、「お客様」とは、「当金庫を利用されている方（利用を終了したお客様を含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取り組みを行っていきます。

3. 利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を総務リスク統括部とし、リスク管理委員会において一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っていきます。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」（労金連合会ホームページサイト）や、個人型DCについての「ろうきん i De Co」（四国ろうきんホームページスペシャルサイト）において、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ^(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。

(注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせて、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。

○当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。

○当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。

○当金庫は、お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

○ろうきんは、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客様である勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国のろうきん職員が参加しているほか、当金庫においても「理念研修会」を毎年開催する等、存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。

○職員の業績評価にあたっては、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

○当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当金庫は、法令、規程等（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫は、将来にわたってお客様から信頼さ

れ必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取り組み、以下のとおりその方針を公表いたします。

2. 利益相反の管理

利益相反とは、当金庫とお客様の間、および当金庫のお客さま相互間において利益が相反する

状況をいいます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの方針に則り、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

3. 利益相反管理の対象取引と特定方法

当金庫は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当金庫が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること
また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者（総務リスク統括部長）により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① お客様の不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫の利益を図るために、お客様に不当に不利益を与える状況の取引）
- ② お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談並びに助言・指導において、お客様の利益より優先して、他のお客様の利益を図る状況

の取引）

- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当金庫または他のお客様の利益を図る取引（例：お客様の秘密情報を流用して、他のお客様の利益を図る取引）
- (4) その他お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫に利益相反管理統括部署（総務リスク統括部）を設置し、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、当金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示し、お客様の同意を得る方法

6. 利益相反管理の対象範囲

利益相反管理の対象は、当金庫のみとなります。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針にもとづきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを

外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令で定める場合を除き、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、必要な安全管理措置を講じて適正に管理いたします。当金庫が実施する個人データの安全管理措置の概要は以下のとおりです。

(1) 個人情報保護指針の策定

個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問および苦情処理の窓口」等について本指針（個人情報保護指針）を策定しています。

(2) 個人データの取り扱いに係る規律の整備

取得・入力・利用・加工・保管・保存・移送・送信・消去・廃棄の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの安全管理に関する関連規程を策定しています。

(3) 組織的の安全管理措置

個人データの取り扱いに関する責任者を設置し、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化するとともに、定期的な取扱状況の点検等により、個人情報保護法や関連規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

(4) 人的安全管理措置

- ① 個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施しています。
- ② 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 物理的安全管理措置

- ① 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ② 個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため

の措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) 技術的安全管理措置

- ① アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ② 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（7. に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

6. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱いいたします。

7. お問合せ先について

当金庫は、個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。当金庫の個人情報の取り扱いおよび安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては、お取引店にお申し出ください。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、お取引店または下記窓口にお申し出ください。

四国労働金庫 お客様相談センター

電話番号：0120-505-690

電話による受付時間：午前9時～午後5時
(休業日を除く)

ファクシミリ：087-811-8100

E-mail：support@shikoku-rokin.or.jp

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について、十分にご理解していただけるよう、適切な説明に努めます。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

重要事項の説明

※預金保険制度の適用

○預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など（決済用預金）は、全額保護されます。決済用預金を除く預金（有利子の普通預金や定期預金等）については、預金者1人あたり、1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となっております。

なお、譲渡性預金等は、保護対象外となっています。

○預金保険制度により全額保護される決済用預金とは、次の①から③のすべての要件を満たす預金のことです。

- ①無利息（預金規定等で利息がつかないことを定めてあるもの）
- ②要求払い（預金者がいつでもその払い戻しを請求することができるもの）
- ③決済サービスを提供できる（各種料金等の自動支払いや給与、年金等の自動受取りサービス等

が利用できるもの）

○当金庫の破綻時においては、預金保険制度の保護対象額を超える部分について、元本欠損のおそれがあります。

※満期時の取扱い

○満期時においては、元本とともに約定利率により計算した利息を払い戻しいたします。

※中途解約時の取扱い

○満期日前に解約する場合は、元本とともに中途解約利率により計算した利息を払い戻しいたします。

※預金以外の金融商品について

○投資信託受益証券に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

※偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しによる被害を防止するために

○当金庫では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しの被害を未然に防止するため、1日あたりのATM利用限度額を設定、ICキャッシュカード（磁気ストライプ併用）の導入、異常取引検知システムによるモニタリングを実施しています。

※インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しによる被害を防止するために

○当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しによる被害を未然に防止するため、ワンタイムパスワード（1分ごとに変化する使い捨てのパスワード）の導入、セキュリティソフト〔S a A T : N e t i z e n 〕の無料提供等の対策を行っています。

※振り込め詐欺等への対応について

○当金庫では、振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスター掲示、操作に不慣れなお客さまへのお声かけの実施、ATMでのお振込みの際には振り込め詐欺被害注意画面を表示して注意喚起を行っています。

また、「振り込め詐欺救済法」にもとづき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

なお、「預金者保護法」や「振り込め詐欺救済法」等の趣旨を踏まえ、盜難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しの被害が発生した際に、ろうきんに過失がない場合でもお客さまに過失がないときは原則補償します。

今後も安心してろうきんをご利用いただくため、金融犯罪被害防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの立場に立った対応に努めます。

共 濟 募 集 指 針

○共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。

- ・共済募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、消費生活協同組合法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- ・当金庫は、法令により事業性資金融資先である法人代表者及び個人事業主、または事業性資金融資先である従業員20名以下の事業所の役員及

び従業員を共済契約者とする共済契約のお引受はできません。

- ・労働金庫募集制限先に該当する当金庫の会員（代表者を含む）を共済契約者とする生命共済募集を行う場合、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の限度は別に定める限度内でお取扱させていただきます。

○共済契約の引受けについて

- ・当金庫は、こくみん共済coopの募集代理店として、こくみん共済coopの会員である都道府県労

済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。

引受共済事業を実施する組合	全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済coop）
【連絡先】	こくみん共済coop徳島推進本部 088-676-3593
	こくみん共済coop香川推進本部 087-822-1156
	こくみん共済coop愛媛推進本部 089-923-6031
	こくみん共済coop高知推進本部 088-823-6031

引受共済制度	1. ろうきんローン専用住まいの共済	（風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済）
	2. 住まいの共済	

- ・当金庫は共済契約締結の可否を判断できず、お客様からのお申込みに対してこくみん共済coopが承諾した場合に共済契約は成立いたします。
- ・お客様がご契約される共済契約は、お客様とこくみん共済coopの間に成立いたします。従いま

して、共済金や給付金等をお支払るのはこくみん共済coopとなります。

- ・共済契約は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた共済募集に努めます。

- ・共済募集においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な募集・勧誘活動を行います。
- ・お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な募集・勧誘活動を行います。
- ・当金庫では、取扱共済制度（保険商品）の中からお客様が自動的に商品を選択いただけるように必要な情報を提供いたします。（市場リスク

を伴う投資性商品については、共済制度としては取扱っておりません。）

- ・お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- ・また、共済募集において、法令等に違反して共済募集を行い、お客様に損害を与えた場合には、募集代理店としての募集責任があることを明示します。

○お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・共済募集活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。

- ・お客様と直接対面しない募集等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・当金庫は、お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の募集等に活かして参ります。
- ・共済契約について、万が一共済事故が発生した場合におきましては、共済金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

- ・なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、こくみん共済coop所定のご連絡窓口へご案内、またはこくみん共済coopと連携してご対応させていただくこともあります。
- ・当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。

《四国労働金庫・お客様相談センター》

電話番号：0120-505-690

電話による受付時間：午前9時～午後5時
(休業日を除く)

保険募集指針

○保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。

- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行います。

○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険募集に努めます。

- 保険募集においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な販売・勧誘活動を行います。
- お客様には、募集を行う保険商品の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であることや、その他保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行います。
- 複数の保険商品を取り扱う場合など、取扱保険商品の中からお客様が自動的に商品を選択いただけるよう情報を提供いたします。
- 法令等の定めにより、商品によっては、当金庫にてお取扱いできるお客様の範囲に制限がございます。

保険契約者・被保険者になる方が以下のいずれかに該当する場合には、制限の課せられていく保険商品をお取扱いできません。

- 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者ならびに個人事業主の方（以下、「融資先法人等」といいます）
 - 従業員数が50名以下の「融資先法人等」の役員・従業員の方
- *当金庫の事業性融資先である労働組合およびその関係者（上記①・②に相当する方）にも準用いたします。

- 本規制に基づき、当該商品をご案内させていただく際は、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先等をお教えいただき、当金庫でのお取扱いが可能かどうかを確認させていただきます。
- 特に、市場リスクを伴う投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行います。
- お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- また、保険募集において、法令等に違反して保険募集を行い、お客様に損害を与えた場合には、募集代理店としての販売責任があることを明示します。



○お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・保険募集活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・当金庫は、お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。
- ・保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- ・なお、ご相談・ご照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともあります。
- ・当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。

《四国労働金庫・お客様相談センター》

電話番号：0120-505-690

電話による受付時間：午前9時～午後5時
(休業日を除く)



第8期中期経営計画

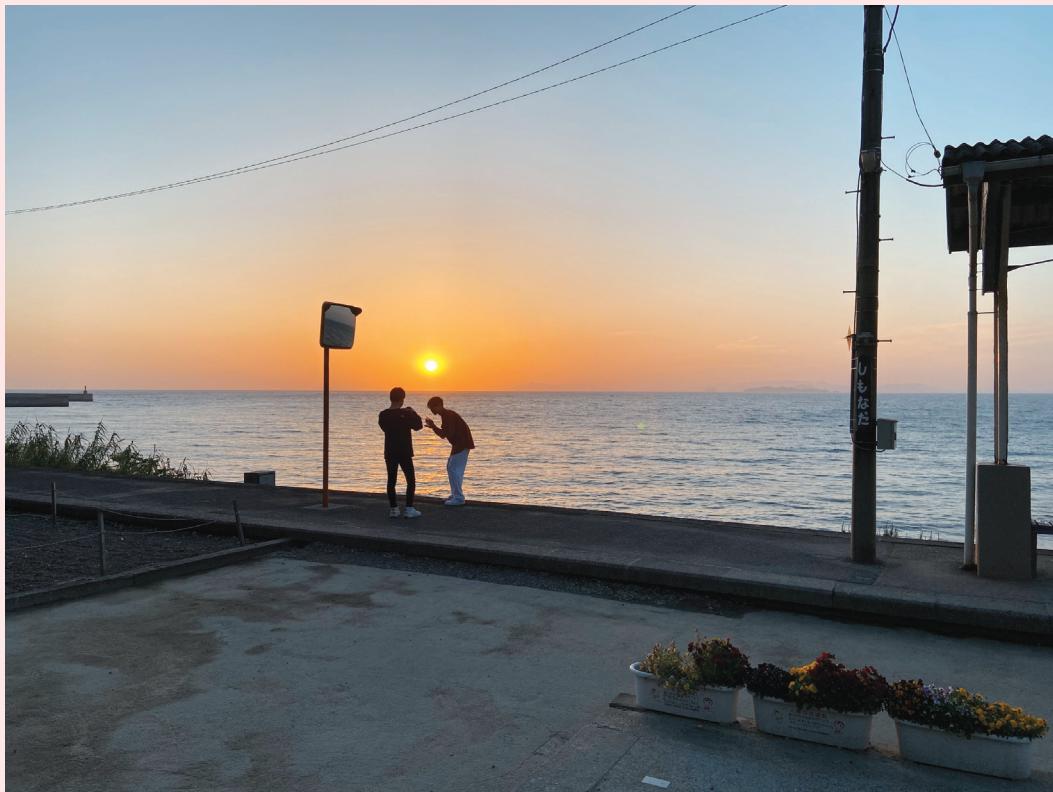
当金庫は、2021年4月より2024年3月末までを計画期間として、「第8期中期経営計画」を策定いたしました。

この計画の3カ年間において、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」（労働金庫法第5条第1項

～3項）等に基づき、四国で唯一の勤労者福祉金融機関として果たすべき任務と役割を明確にして、以下の重点課題に取り組んでおります。

【重点課題】

- I. 経営戦略
- II. 営業戦略
- III. IT戦略
- IV. コンプライアンス・リスク管理戦略
- V. 人事戦略
- VI. 財務戦略



2023年度経営方針

第8期中期経営計画の最終年度となる2023年度は、中期計画の骨子に掲げた「デジタル革命下の経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」のもと、引き続きI. 経営戦略、II. 営業戦略、III. IT戦略、IV. コンプライアンス・リスク管理戦略、V. 人事戦略、VI. 財務戦略の6項目を重点課題として10年後のあるべき姿の実現に向けた取り組みを行います。

四国ろうきんの10年後のあるべき姿とは、「お客さまに感動を提供する高付加価値・お役立ち・提案営業」を充実し、勤労者福祉金融機関として理念経営と金融包摂を実現することで、会員・お客さまに支持され続ける独自の強力なブランド力を確立することです。そのために、変えなければならないものと、変えてはならないものを明確にして策定した3か年の第8期中期経営計画を遂行してまいります。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン2030」ならびに「四国ろうきんクレド」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

2023年度事業課題

2023年度は、第8期中期経営計画に掲げた以下の6項目を重点課題として取り組みます。

(事業計画より抜粋)

I. 経営戦略

(1)ガバナンス（経営管理）態勢

- ①経営陣はコンプライアンス経営に徹したガバナンス態勢を確立するとともに、それぞれに求められる役割を十分に認識し、適正かつ誠実に業務を遂行します。
- ②代表理事（理事長、副理事長、専務理事）は、金庫経営全般の統括・執行管理と内部統制機能を拡充・強化します。
- ③常務理事兼営業本部長は、金庫経営の執行管理に加えて、地区における会員対策および収益・リスク管理の徹底ならびに各種関係団体との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を充実・強化します。
- ④プロパーの常務理事は本部において代表理事の業務執行を補佐し、専門性を発揮して与信信用リスク、事務リスクおよびシステムリスク管理を徹底強化するとともにIT戦略を実現します。
- ⑤執行役員営業本部長は、代表理事の指揮下において地区における会員対策および収益・リスク管理の徹底ならびに各種関係団体との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を充実・強化します。
- ⑥非常勤の理事は収益・リスク管理の強化など、健全経営の向上とろうきん運動の発展強化に取り組みます。

(2)デジタル時代の「新店舗・チャネル政策」

- ①利便性が向上した「ろうきんアプリ」（「Webお知らせサービス」「住所変更」「相談予約」機能追加）は、デジタル店舗として、さらなる利用拡大に取り組みます。
- ②「ろうきんアプリ」を基本に「ろうきんダイレクト」「Webお知らせサービス」「かんたん通帳」「普通預金（無通帳型）」を強力に推進して、デジタル時代への対応を徹底強化します。
- ③2023年度中に導入予定である「融資受付システム」により、

申込書作成の負荷軽減および電子契約によるペーパーレス化を実現し、会員顧客の利便性を向上させます。

(3)ロック店の深化・熟成と本格的な機能特化型店舗の設置

- ①ロック店はデジタル時代の新店舗・チャネル政策やBPRの徹底推進などにより、さらなる内容の深化・熟成期として、それぞれの店舗の役割をフルに発揮します。
- ②店舗ネットワークの最適化を実現するため「ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）」営業の追加実施に向けた検討に入ります。
- ③ロック店の後方事務、融資審査・実行・管理業務は、(株)四国労金サービスへの業務委託を順次実施します。

(4)人生100年時代への対応強化とエリア営業の進化

- ①エリア営業は退職前の現役層、退職者層および融資利用者を中心に各種セミナーの充実とお客さまごとの将来不安に対するご要望に寄り添って、その解消に向けた取り組みを実行する部隊に進化させます。
- ②退職者層の生涯取引（資産運用、資産の管理・継承）のお役立ち実現に向け、新たに業態統一の「後見制度支援預金」の販売、「遺言信託サービス」および「遺産整理業務サービス」の媒介ならびに住宅金融支援機構と提携した60歳以上向け住宅ローン「リ・バース60」の販売などにより、高齢者の将来不安の解消に貢献します。
- ③全役職員が「認知症サポーター」となり、認知症を正しく理解するとともに金融面のサポートを実践します。

(5)社会貢献活動（CSR）の取り組み

- ①「社会貢献活動助成金制度」および「各種手数料免除制度」は、勤労者福祉金融機関として積極的に広報・宣伝し社会貢献活動に取り組みます。
- ②ろうきんATM利用による社会貢献活動として、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」の支援に取り組みます。
- ③ろうきん融資利用による社会貢献活動として、引き続き「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」に取り組み、四国4県の教育、子育て支援、障がい者支援、環境保護関係

に寄付を行います。※新規融資1件につき100円をろうきんが拠出します。

④自然災害により被災された方や親族の方を対象に、生活再建に必要な資金にご利用いただける無担保・低利商品の「災害救援ローン」を発売し、生活再建の支援活動に取り組みます。

(6)SDGs（持続可能な開発目標）17ゴールへの取り組み

①「ろうきん運動」を通じて協同組織金融機関として期待される役割發揮と社会貢献活動を進めるとともに、ろうきんの具体的な事業活動を通じて「SDGs 17ゴール」の実現に貢献していきます。

II. 営業戦略

(1)10年後のあるべき姿に向けたバックキャスティング

①各店のCS委員会を発展的解消とともにFCD（For Customer Delight お客様の喜びのために）として再編し、「接客」および「提案」の両面でお客様から喜ばれ支持される四国ろうきんになります。

②「感謝された具体的な取り組み」を全店に広げ、お客様からはもちろん、職員間同士でも「嬉しかった」「ありがとう」の言葉がいっぱいあふれる四国ろうきんになります。

(2)CRM戦略

①ろうきんの営業は自分が売りたい商品を押し売りするのではなく、家族構成やライフプランの聞き取りを通じて、そのお客様が「気がついていない（隠れた）ニーズ」に気づいてもらい、そのニーズを満たす商品・制度を提案し、自己実現（理想の実現）のためにその商品・制度をご利用いただく「ありがとう祭」を実践します。

②全ての職員が正しく「ありがとう祭」を実践し、お客様が退職を迎えたとき、「ろうきんさん、世話になったね。ありがとう」「退職するけれど、これからもよろしくね」と言ってもらえる四国ろうきんになります。

③すべての営業店職員はタブレット端末に実装された「ライフプランアプリ」や「Wealth Advisors」を活用し、お客様に具体的でわかりやすい提案活動を行います。

(3)推進機構・ろうきん友の会・青年女性部との連携強化

①四国ろうきん推進機構研修会は、他金庫の先進的な推進委員会活動や、ろうきん事務の効率化に取り組んだ書記局の成功事例の報告など、様々な観点から講師を選定し有益な研修会にします。

②職場推進委員の登録とメンテナンス、果たすべき役割についての勉強会の開催などを通じて職場推進委員との連携を密にし、会員職場における世話役活動の強化を目指します。

③青年女性部と連携し、若年層・女性層を対象としたイベントや学習会等の開催を通じて、ろうきんの認知度の向上と利用拡大に努めます。

(4)各種団体との連携強化

①労福協が取り組んでいる奨学金問題をサポートするため、奨学金返済が負担になっている勤労者に対し、低利な「奨学金借換ローン」でライフプランを支援します。

②こくみん共済coopと連携して、可能な会員については「ありがとう祭」を共同開催し、組合員一人ひとりに総合的なライフプランを提案します。

③各地区営業本部と各営業店は、毎年消費者教育の機会を与

えてくれている大学・高校との連携を保つとともに、各県労福協の協力も得ながら、社会に出ていく大学生や高校生に対する消費者教育の機会を拡大します。

(5)イメージ戦略「くるまローンのろうきん」

①「くるまローンのろうきん」の周知活動はWeb広告を通年実施するとともに、あらゆる情報発信機能を活用して、宣伝効果と費用対効果を勘案しながら徹底して行います。

(6)女性層対策

①「女性応援プロジェクト」はありがとう祭や女性活躍応援キャンペーンの景品選定をはじめ、女性層・若年層が手に取ってみたくなるチラシのデザイン変更にも取り組みます。

②「女性応援プロジェクト」が商品化した“妊活サポートローン「てとて」”は、妊活を行っているご夫婦を応援する四国ろうきんの立ち位置を内外に示す商品であり、非対面での申し込み完結など、相談者に配慮した取り組みで妊活を応援します。

③「女性応援プロジェクト」は女性が考える営業店における「心配り」や「ひと手間」を形で表わす活動に取り組みます。

(7)退職者層に対する人生100年時代への対応

①社会保険労務士の協力を得ながら全営業店において年2回～4回の年金相談会を開催し、直近に定年を迎える方々および年金受給開始年齢に到達する方々に対する年金振込指定や資産運用の提案を行います。

②各営業店は店推進委員会と連携し「生涯取引推進委員」の協力のもと、年金相談会や定年退職前後の方々に対するセミナーやイベントを開催するとともに、職場訪問や自宅訪問を通じてろうきん友の会への入会や生涯取引に向けたろうきんの商品・制度の利用を勧めます。

③人生100年時代に対応するため、お客様の資産・リスク許容度に合った商品（定期預金や投資信託、国債など）を提案し、資産運用を応援します。

④認知症への備えと資産運用を両立できる「たんぽぽプラス（たんぽぽ認知症年金保険）」は、退職者層へ提案の柱と位置づけ積極的な提案活動を行います。

⑤認知機能が低下したお客様の資産を守るための制度である「後見制度支援預金」について、友の会総会やエリア営業が自宅を訪問した際の情報提供はもちろん、会員の執行委員会など様々な機会を見つけて周知活動を行います。

(8)広告宣伝活動

①チラシ配布は可能な限り会員職場での組合員の顔を見ながらの手渡しを定着させ、組合員のそばに寄り添うろうきんとして、いつでも気軽に相談をいただける体制を構築します。

②知らせる・知ってもらう活動の強化を目指し、各店において独自チラシの作成・配布によるタイムリーな情報提供を行います。

③【LINEプロジェクト】はLINE公式アカウントを活用したタイムリーな情報発信を継続し、「働く人のそばに寄り添うろうきん」のイメージ定着を目指します。

④毎年度末に開催している「組合機関紙コンクール」において優秀作を選ばせていただき、日頃の情宣活動に対する感謝を表わすとともに記念品を贈呈させていただきます。

III. IT戦略

(1)ろうきん業態のIT戦略方針

①「ろうきんアpri」

「Webお知らせサービス」「住所変更」「相談予約」「かんたん通帳」や「残高・入出金明細照会」、「ろうきんダイレクト」機能等お客様の利便性が向上した「ろうきんアpri」のさらなる利用拡大に取り組みます。

②「融資受付システム」

業態統一で開発した「融資受付システム」を2023年度中に導入することにより非対面チャネルを拡大し、審査事務の省力化と顧客の利便性向上を実現します。

③「iDeCo電子申込みシステム」

2021年11月に運用開始したシステムを活用し、申込みの電子化により作業効率を高めます。

(2)四国ろうきんグループの業務改革

①「株四国労金サービスへの事務委託はBPRの進行に合わせて順次実行し、月1回の「委託事業連絡会議」で進捗状況を確認することにより経営効率を最大化します。」

②「株四国労金サービスへ順次「まとめ入金事務」を業務委託します。」

③「四国ろうきん松山ビル(仮称)」のビル管理については、(株)四国労金サービスに事務委託することで協議を開始します。

IV. コンプライアンス・リスク管理戦略

(1)「コンプライアンス経営」の実行

①役員は諸会議や各種研修会、対話集会および職場訪問時等において「コンプライアンス経営」徹底のメッセージを発信し続け、全役職員はこの遵守に徹します。

②総務リスク統括部はコンプライアンス・プログラムを改定するとともに、各階層別研修等にコンプライアンスカリキュラムを設定し、全職員に対しコンプライアンスを徹底します。

③総務リスク統括部は「コンプライアンス自己チェックアンケート」を分析し、役員と連携し必要な措置を講じます。ハラスメント関連については、経営統括部と連携し対応します。

④あらゆるハラスメントに関する研修は全職員を対象に開催することでハラスメントをゼロ化します。

(2)顧客保護等管理態勢の充実・強化

①お客様の苦情・要望等は業務改善チャンスと受け止め、改善すべき点を全員に周知しお客様の保護を徹底します。

②全営業店および全ATMに「お客様の声」のはがき設置およびホームページを通じてお客様の意見等の収集を行い、リスク管理委員会に報告し対策を講じます。

③お客様が特殊詐欺等の被害に遭わないために、「不審取引検知システム」から出力される不審な自動機取引、IB取引、為替取引ならびに窓口取引を早期に検知し、不正な取引による被害を防止します。

(3)ALMの更なる高度化とリスク・アベタイト・フレームワークの充実・強化による健全経営

①リスク・アベタイト・フレームワークを充実し、自己資本に見合う適正なリスクコントロールにより、収益力を向上し経営体质を強化します。

②預金、貸出金、有価証券および預け金の残高およびデュレーションを適切に管理することで金利リスクをコントロールし収益を最大化します。

(4)オペレーションリスク管理の充実・強化

①四国ろうきんグループで発生する全てのオペレーションリスクは、リスク管理委員会で情報共有し対策を講じます。②代表理事および主管部署は、業務事故の調査等が必要と判断した場合は、各営業本部と連携して事実確認の調査等を実施し、早期解決を図ります。

③リスク管理委員会は重大な業務事故について、発生原因・再発防止策について規程に則った内容となっているか協議を行い、再発防止を徹底します。

④「教育担当者」「OJT担当者」および「マンツーマン指導者」全員に対し「新入職員実戦教育」に関する「OJT教育研修会」を開催し、事務リスクを削減します。

(5)情報セキュリティの強化

①デジタル革命により環境の変化に求められる情報セキュリティの強化を行います。
 サーバのクラウド化等新たなシステム導入時にはFIS-C(金融情報システムセンター)の金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準に準拠していることを確認のうえ導入します。

②セキュリティの強化

インターネットメールなどによる情報の漏えいやUSBメモリーによるデータ持出に起因する情報漏えいなどを防ぐために情報機器のログを監視するログ監視システムの導入を検討します。

(6)緊急時危機管理態勢の強化

①大規模災害等に備えて各店舗への出勤者を明確にし、緊急対策本部の指示により全店舗が業務継続可能な態勢を構築します。

②営業店業務継続要領に基づき実践的な訓練を実施し、災害時の業務継続に備えます。

③全部署において、地震・津波・火災等の災害時、また防犯に備えた実践的な対応・避難訓練を実施します。

(7)金融犯罪防止への取り組み

①不審な自動機取引、IB取引、為替取引ならびに窓口取引を早期に検知し対応することで、不正な取引による被害を極小化し「特殊詐欺」を未然防止します。

V. 人事戦略

(1)職員採用計画

①新卒採用活動は多様化する学生のニーズに対応するため、対面とWebの両面で実施し、エントリー数および採用試験申込の増加に繋げます。

②高等学校新卒採用は、各営業本部と連携し、選定した高等学校(指定校)との関係を構築の上、以下のとおり取り組みます。

ハローワークで定められた採用スケジュールに基づき、採用活動を実施します。

選定した高等学校(指定校)へ丁寧な説明を行い、優秀な学生を推薦いただけるよう取り組みます。

③新卒採用の内定者に対しては、オンライン機能を活用した

面談や説明会を複数回実施し、福利厚生を含む人事制度や必要な資格概要等の理解、入庫に向けた事前準備と意識の醸成に取り組みます。

- ④中途採用は適時募集を実施し、専門性と福祉金融機関の役割を発揮できる有能な人材を確保します。
- ⑤アソシエイト職員の正職員への登用は、多くのアソシエイト職員が正職員登用への意欲を持ち、能力開発に取り組む事ができるよう所属長と連携し、人材育成に取り組みます。
- (2)人材開発と教育研修計画
 - ①庫内研修は「営業力強化」「コンプライアンス・リスク感度強化」「実務遂行力強化」を3大テーマとして実施します。
 - ②「営業力強化」研修は「真のお役立ちスペシャリスト集団」を養成する観点から、「営業力強化研修」（職域営業、エリア営業、投信、心配り）を実施します。「ろうきんRM軍団」は提案営業実績に基づく成功事例の共有やセミナー資料のメンテナンスを中心に活動します。
 - ③「実務遂行力強化」研修は「融資フォローアップ研修」、「業務知識ステップアップ研修」、年2回人事異動時の「新担当者（営業推進）研修会」および「新担当者（融資）研修会」を中心に開催します。
 - ④新入職員研修会は4月に約1ヵ月の期間を設け、ろうきんの理念、金庫業務に関する基礎知識に加え、勘定系端末の操作訓練を徹底的に行うことにより配属先の部店内OJTへつなげます。
 - ⑤経営統括部は全役職員が認知症に対する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けできるよう「認知症サポーター」の養成講座を開催し、資格を取得するとともに金融機関として適切に対応できるよう態勢を強化します。
- (3)「労働金庫にふさわしい『組織風土』の確立に向けたディーセントワーク・SDGsの実現」への取り組み
 - ①労働金庫にふさわしい組織風土の確立に向けた「労使共同メッセージ」に基づき、時間外労働、休日労働および年間総労働時間の削減に取り組み、やりがいを持って健康で働き続けられる雇用環境を整備して職員満足度の向上を実現します。

②「労働金庫健康経営宣言」に基づく「健康管理の取り組みに関する第3期行動計画」を策定し、役職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりに取り組みます。

③「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「四国ろうきんにおける次世代育成支援対策の第6期事業主行動計画」により、職員が働きやすい職場環境をつくり能力を十分に発揮することができるよう取り組みます。

④「女性活躍推進法」に基づく「四国労働金庫における女性活躍推進法に基づく第3期事業主行動計画」を策定し、女性職員が就業を継続し活躍できる職場環境の推進に取り組みます。

⑤「労金業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」および防止に関する規程ならびに相談対応マニュアルに基づき、措置義務を遵守するとともに、あらゆるハラスメント防止に向けた職員教育研修を実施し、ハラスメントの根絶を目指します。

⑥65歳定年延長は2025年4月1日実施を目指し、中央協定および企業年金基金制度の改定に向け労金協会と連携して検討を進めるとともに、人事制度等の改定に向け労働組合との協議を進めます。

VII. 財務戦略

(1)改革完遂によるコストパフォーマンスの最適化

①四国ろうきんグループ改革およびBPRをはじめとする改革スケジュールに則り、四国ろうきんグループ全体でのコスト効率を最大化します。

②コストパフォーマンスの適正化はBPRプロジェクトを中心として、物件費効率（物件費OHR）の向上と原価コストの削減ならびに労働分配率（人件費OHR）の改善の観点から実現します。

③業態として算出する標準事務量を参考に、営業店事務の簡素化・標準化に取り組み、経営資源の適正化を図り、営業店を「事務処理の拠点」から「会員・顧客へのサービスの拠点」へ変革、顧客満足の向上を実現します。

2023年度業績拡大計画

(単位：百万円)

	2022年度末残高	増加計画額	増加率	2023年度末残高目標
融資	416,630	6,143	1.47%	422,773
預金	657,746	7,000	1.06%	664,746

〈地域社会の活性化に関する取り組み（地域と協働した社会貢献活動等）〉

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきん理念を実現するため、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

社会貢献活動「助成金制度」

当金庫の社会貢献活動助成金制度により、2022年度は16団体に244万円の助成を行いました。制度発足後21年間で、延べ529団体に総額8,721万円を贈呈しています。これからも「SDGs 17ゴール」の実現に向けて社会貢献の一助となる活動を継続してまいります。

NPOへの支援

●四国ろうきん「助成金制度」

社会福祉、高齢者問題、文化や国際交流などの「福祉活動」を対象とし、非営利で公共性の高い活動をしている団体に対し、応募申請をもとに審査・選定し、助成金を贈呈する制度です。



2022年11月 香川地区目録贈呈式

2022年度 助成先団体一覧表

〈徳島県関係分〉

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
レインボーとくしまの会	徳島市	とくしまレインボープライド&講演会
パープルシードあなん	阿南市	パネル展示によるDV防止啓発事業
かわしま未来塾	吉野川市	第3回 川島ふるさと祭り

〈香川県関係分〉

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
香川県里親会	高松市	ドレミファミリー交流キャンプ
特定非営利活動法人 Kuru Kuru	高松市	プロダンサーによる障がい児・者の方向けダンス教室
特定非営利活動法人マイシアター高松	高松市	第41回マイシアター祭り
いいSMILE実行委員会	観音寺市	自然でアートをつくろう！
NPO法人 子どもたちの未来を応援するオアシス丸亀	丸亀市	フードドライブ事業とフードバンク事業
一般社団法人 Peace of New Earth	坂出市	神話の語りコンサート ～音と映像で彩る日本神話の語り～

●各種手数料の免除制度

事前に申請し、審査・選定された団体に、振込をする際の為替手数料や、残高証明書等の一般手数料を免除する制度です。対象団体は、四国内に所在するNPO法人をはじめ、住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人および任意団体です（審査が必要です）。

〈愛媛県関係分〉

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
NPO 消費者支援グループ「ひめまる」	松山市	消費者教育教材の開発・制作と啓発・講座の実施
石鎚みすゞコスモス	新居浜市	金子みすゞの宇宙 ～世界に届けよう金子みすゞのまなざし～
宇摩たすけあいネット	四国中央市	うまフードパントリー中之庄（フードパントリー利用者のためのパソコン教室）
人形劇団ほび	今治市	第27回伯方人形劇フェスティバル
ボランティアグループ島の保健室	宇和島市	《ボランティアグループ島の保健室》の活動助成

〈高知県関係分〉

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
NPO法人 こうち食支援ネット	高知市	広報用活動紹介パンフレット制作
高知市まちづくり未来塾	高知市	未来塾の開催

●NPO事業サポートローンの推進

「NPO事業サポートローン」はNPO法人の運転資金や設備資金等を対象としたNPO法人に対する融資制度です。NPO法人で3年以上の活動実績があり、法人格取得後の決算が確定していることが要件となります。



四国ろうきん「ピンクリボンプロジェクト」

四国ろうきんでは、社会貢献活動の一環として、「女性が健康で長く働くことができる社会づくり」に貢献するために、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」への支援に取り組んでいます。

具体的には、四国ろうきんATMにおいて、ろうきんカード（マイプラン含む）および他行カードでの支払1回につき1円を四国ろうきんが負担し、「ピンクリボン運動」を実施している四国地区の公益財団法人日本対がん協会のグループ組織に寄付するものです。

2022年度の取り組み期間（2022年2月～2023年1月）における寄付金額は、658,677円、制度発足後10年間で累計金額は1,009万円となりました。

2023年度以降も、引き続き取り組みを行います。

「ピンクリボン運動」支援の寄付 寄付金額 合計 658,677円

地 区	寄付金額	寄 付 先
徳 島	110,708円	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構
香 川	132,279円	ピンクリボン かがわ県協議会
愛 媛	172,003円	ピンクリボン えひめ協議会
高 知	243,687円	公益財団法人 高知県総合保健協会

1. 各地区的寄付金額は、ATM支払件数実績で配分しています。



2023年3月 徳島地区目録贈呈式

「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」

当金庫では「SDGs 17ゴール」の実現に向け、社会貢献活動の一環として2018年4月より、「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」の取り組みを進めています。

この取り組みは、お客さまにご利用いただいた「ろうきんローン」1件につき100円をろうきんが拠出し、お客さまに選んでいただいた寄付先（教育関係、子育て支援関係、障がい者支援関係、環境保護関係の各団体）へ寄付を行うものです。

福祉金融機関ならではの寄付活動として暮らしに寄り添い、多くの笑顔に貢献しています。

2022年度の取り組み期間（2022年4月～2023年3月）の寄付先および寄付金額は以下のとおりとなりました。

制度発足後5年間での寄付額は294万円となりました。



2022年度「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」 寄付金額 合計 548,100円

地区	寄付金額	寄付先	活動内容
徳島	136,400円	徳島県教育委員会 生涯学習課	児童の読書活動支援や育成事業
香川	168,000円	香川県 健康福祉部 子ども政策推進局	子育て支援
愛媛	106,300円	愛媛県身体障害者団体連合会	障がい者の社会参加推進等支援
高知	137,400円	高知県 林業振興・環境部 環境計画推進課	地球温暖化防止、 自然環境の保護など



2023年6月 愛媛地区目録贈呈式



2023年6月 高知地区目録贈呈式



SDGsへの取り組み

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取り組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。SDGsのスローガンである「誰ひとり取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況を目指す「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念、ビジョンと合致するものです。

当金庫においてもこの指針に則り、労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、今後も〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割を發揮し、SDGs達成に取り組んでいきます。

〈ろうきんSDGs行動指針〉 ~2019年3月~

- (1) 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- (2) 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- (3) 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- (4) 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することができるSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

自然災害に係る取り組み

自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた皆さんに心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

ろうきんでは、復興に向けた支援として、以下の取り組みを行っております。

1. 融資関連の特別措置

既往融資者（被災者）への特別措置

返済猶予等の貸付条件の変更については、（旧）金融円滑化法の運用を基本とした割賦金減額、元金据置等の契約変更について、お客様のご事情をお聞かせいただいたうえで対応しています。

また、大震災の影響での延滞利息については、本人からの申請により、原則として延滞利息を免除しています。

2. 振込手数料の免除措置

ろうきんの窓口から会員団体等が開設した義援金振込口座および被災者個人への生活資金等の振込にかかる為替手数料について、免除措置をとっています。

仕事と子育ての両立支援

当金庫では仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2021年8月に「くるみんマーク」を取得しました。

【2022年度 実績】

- ・育児休業等を取得した男性職員の割合 42%
- ・育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合 100%

女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

当金庫では女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2019年7月に「女性活躍に基づく認定マーク（えるほし）」（3段階中最上位の3段階目）を取得しました。

【2022年度 各種実績】

女性の割合

- ・職員に占める女性職員の割合 53.9%
- ・係長職に占める女性職員の割合 34.2%
- ・管理職に占める女性職員の割合 31.8%
- ・役員に占める女性の割合 11.5%

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	74.9 %
うち正規雇用労働者	77.2 %
うち非正規雇用労働者	58.5 %

男女の平均勤続勤務年数の差異

- ・平均継続勤務年数の男女比（職員） 85.3%

新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少・離職等の影響を受けたお客様の各種相談を承っております。また、「勤労者生活支援特別融資制度（新規融資・無担保）」等の支援を行っております。

生活応援運動の取り組み

●生活応援セミナーへの講師派遣

会員や企業が開催する研修・セミナーにおいて、ライフプランセミナー等の「生活応援セミナー」に営業店の担当者を講師として派遣し、会員や地域で働く方々への教育・学習活動に努めています。2022年度はのべ173回、3,489名の参加をいただきました。

新型コロナウイルスの感染防止策を徹底した上で、今後とも参加していただいた方々に喜ばれ、役に立つセミナーを開催していきます。

●可処分所得向上のための取り組み

高金利の他社カードローンを当金庫のカードローンや無担保ローンなどに借り換える取り組みを強化し、可処分所得の向上を図っています。

●財形制度改善要望

財形貯蓄は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の方だけに認められた制度です。ろうきんは、この財形制度の改善をめざして、非課税限度額の引き上げ等を要望しています。財形制度の改善運動を展開することは、ろうきんの社会的役割であり、労働組合と連携しながら、より良い財形制度づくりに努めています。

●勤労者セーフティーネット

生活応援運動の一環として、収入減少者や離職者に対して「勤労者生活支援特別融資制度」等による相談活動に取り組みました。

●高校生・大学生向けの消費者教育講座への講師派遣

これから社会に出る高校生・大学生に対して正しいお金の使い方を身につけていただくことを目的に消費者教育講座を開講し、営業店の担当者を講師として派遣しています。2022年度は、16校で開講し、1,054名が受講しました。

多重債務対策の取り組み

2006年12月の貸金業法改正を踏まえ、これまで以上の多重債務対策がろうきんに求められるとの認識から、2007年3月、全国労働金庫協会に「生活応援運動・多重債務対策本部」を立ち上げ、同年7月までに全国13のすべてのろうきんが同様の対策本部を設置しました。同年10月より、全国ろうきん統一施策として「多重債務対策特別強化月間～お金の問題！気づきキャンペーン～」を実施し、啓発・救済活動の一層の強化を図ってきました。

こうした中、当金庫における具体的な取り組みとして、職域や学校等での研修・学習会の開催、講師派遣、各種情報の提供などを通じた予防運動の一層の強化や多重債務相談体制の拡充等を進めています。

福祉金融機関としての融資制度

●勤労者生活支援特別融資制度（新型コロナウイルス等感染症対策）

新型コロナウイルスなど感染拡大の影響により勤務先事情による収入減少等の影響を受けた勤労者に対するサポートを目的として設けた融資制度です。

■利用状況

（単位：千円）

2022年度末	
融資残高	130,793

●求職者支援資金融資（2011年10月取り扱い開始）

厚生労働省が実施する「求職者支援制度」による職業訓練受講給付金のみでは、訓練受講中の生活費等が不足する場合の支援策として設けられた融資制度で、ハローワークが融資申込みの証明（認定）を行います。

■利用状況

（単位：千円）

2022年度末	
融資残高	3,808

●技能者育成資金融資（2011年5月取り扱い開始）

優れた技能者を育成するための一助として、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生を対象にした融資制度です。

■利用状況

（単位：千円）

2022年度末	
融資残高	71,627

●金融エコ商品の販売

当金庫では、ご自宅のエコ・耐震化（太陽光発電設置、オール電化、バリアフリー化、耐震補強工事など）のための「ナッ得・エコ住宅ローン（無担保）」や環境配慮型住宅に金利引き下げ項目が適用される「有担保住宅ローン」等の金融エコ商品を通じて、環境負荷の低減に努めています。

社会貢献活動

●環境美化活動

地域貢献の一環として、会員と職員が協働して、地元の海岸や道路の清掃活動等の「クリーン作戦」を定期的に実施しています。



●ろうきん5R運動

(RokinのRefuse, Reduce, Reuse, Recycle)

当金庫では、企業の社会的責任（C S R）を果たしていく課題として地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています。また、冷暖房の適正温度設定を実施し、省エネに努めています。2022年4月からは年度を通して軽装で業務を行っています。

●使用済切手等の回収

使用済切手等の回収では、お客様のご協力もいただき、回収分は公益社団法人セカンドハンドを経由し、東南アジアの子どもたちへの援助等に活用されています。



●高校生・大学生向けの消費者教育セミナーの開催

高校生・大学生が、金銭トラブルや悪徳商法に巻き込まれないための知識の習得を目的に、学生に対する金融セミナーを16校で実施しました。営業店の担当者が講師となる金融セミナーは、学校関係者からも好評をいただいているいます。

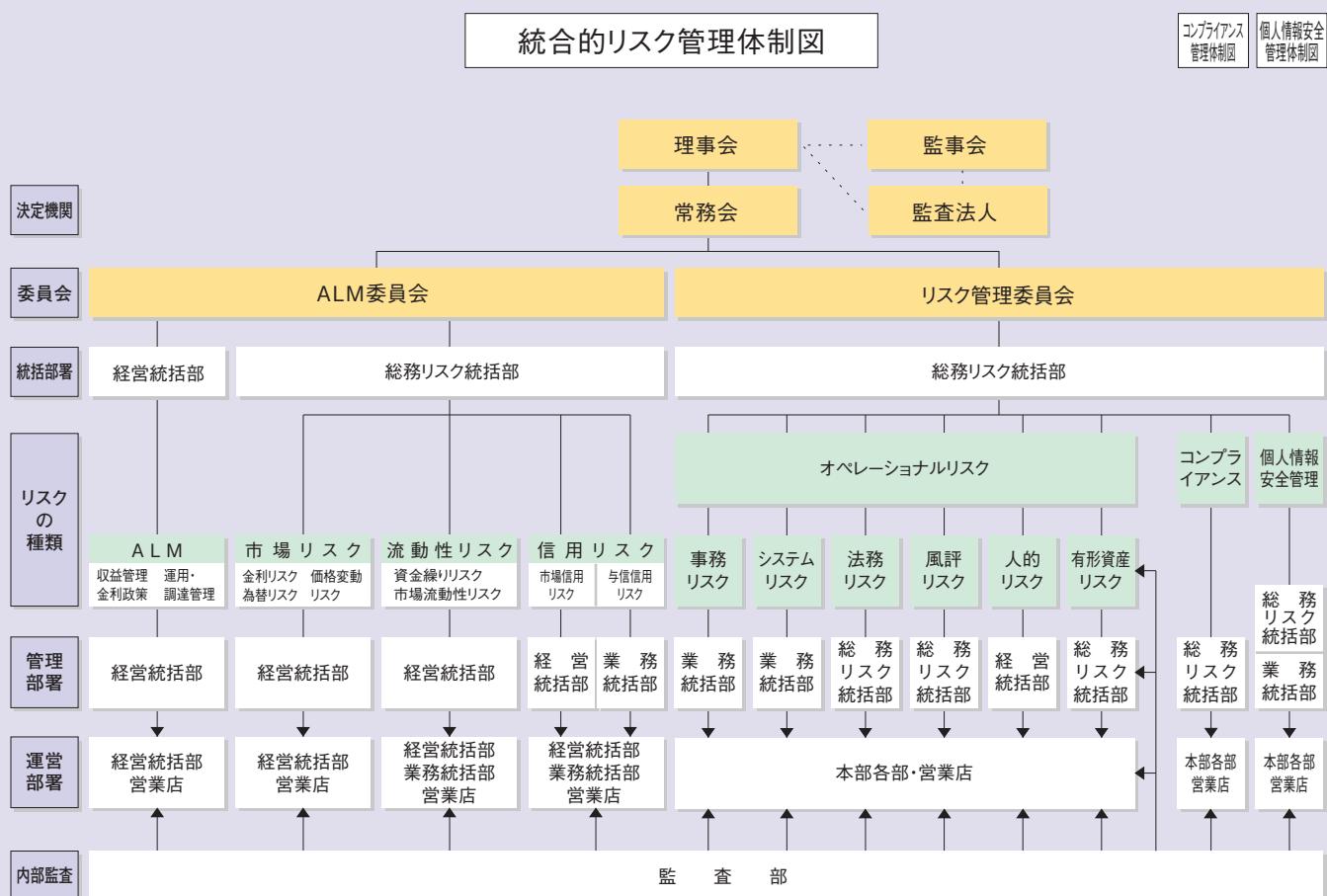




●リスク管理の態勢

基 本 方 針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理・運営方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。



◆統合的リスク管理の取り組み◆

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別 の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」および「オペレーションル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てるこことにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会・リスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう適正にコントロールしています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●各種リスクへの取り組み

1 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理態勢の強化に努めています。

- (1) 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- (2) 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポートジャヤ方式による管理を進めるなど、強化に努めています。

2 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、リスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」および「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

(1) 金利リスク

運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

握しています。

(2) 価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価およびVaRを月次で計測しています。

(3) 為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を月次で把握するとともに、VaRを月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

3 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、保有している金融商品の流通性が低いため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4 オペレーション・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーション・リスク」です。

当金庫では、オペレーション・リスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、リスク管理委員会にて適時・適切に監視・制御をしています。

(1) 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にかつタイムリーに行われているかをチェックする内部検査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自店検査を実施しています。その他、本部主管部署において各自のテーマによる研修を実施し職員の事務処理の習熟に努めるとともに、事務ミスの発生防止に努めています。

(2) システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

① 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

② 当金庫においては、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備、コンピュータの不備、コンピュータの誤操作・不正使用等について、安全対策基準および内部管理手続等の遵守、相互牽制機能にもとづき、トラブルの発生を未然に防止するために適切な管理を行っています。

(3) 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

(4) 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

(5) 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および人事等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、セクシュアルハラスメント等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

(6) 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防火対策の実施に努めています。

危機管理体制

当金庫では、「危機管理規程」を基本とし、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対応するために「緊急時危機管理マニュアル」等を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」を制定しています。

感染症に対しては、感染防止・感染拡大防止と金庫業務の継続を図ることを目的に、「新型インフルエンザ対策マニュアル」等を制定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、2020年2月25日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、既制定の「新型インフルエンザ等ワクチンの存在しない感染症流行に係る行動計画・業務継続計画」を準用した対応を行うことを確認した上で、各種の対策を講じてきたところです。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

●コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規定、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在である、おおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方方に立って、コンプライアンス関連規程と位置づけるものとして、「ろうきんの理念」とともに、「コンプライアンス基本方針」、「倫理綱領」、「リスク管理委員会規則」、「コンプライアンス・ホットライン規程」、「役職員交際規程」、「リーガルチェック規程」等を制定し、それらに基づき、役職員が遵守すべき事項の再整理等を行いました。

2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1) 代表理事および業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しております。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事および業務執行理事の業務執行を監督しています。

また、監事は、理事会へ出席し定期的な監査により代表理事および業務執行理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち法令等遵守の体制に関する事項としては以下が代表的なものです。

● 総会および理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか

● 決算が法令等に沿って実施されているか、など

なお、役職員一丸となり法令等遵守態勢の確立、内部管理態勢の充実・強化、不祥事件未然防止策の徹底を最重点に取り組みを進めています。

(2) 預金、融資等の業務にかかる法令等遵守について

① 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監

督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、金庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

② 業務組織機構図（33～34頁）のとおり、役員の直接的な指揮下に監査部を設置しています。

この監査部が定期的に営業店や本部各部に対して行う内部監査と、営業店や本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自店検査は、かなりの数のチェック項目に基づいて現物の照合や職員とのヒアリングなどを実施していますが、法令等遵守に関する事項としては以下が代表的な項目です。

●個人情報の管理に違法性はないか

●融資申請の審査結果に違法性はないか

(3) 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

(4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

●リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

●リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策 および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

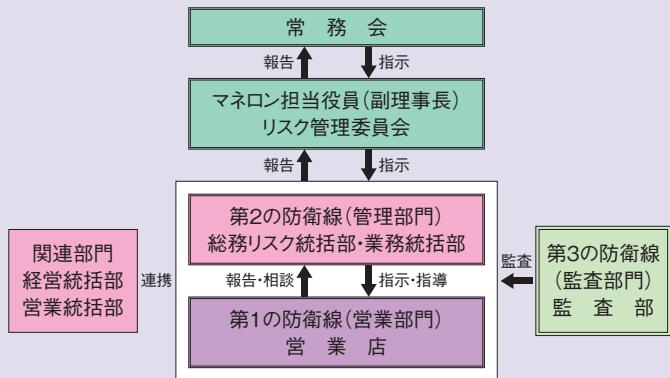
あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫

は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。
そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

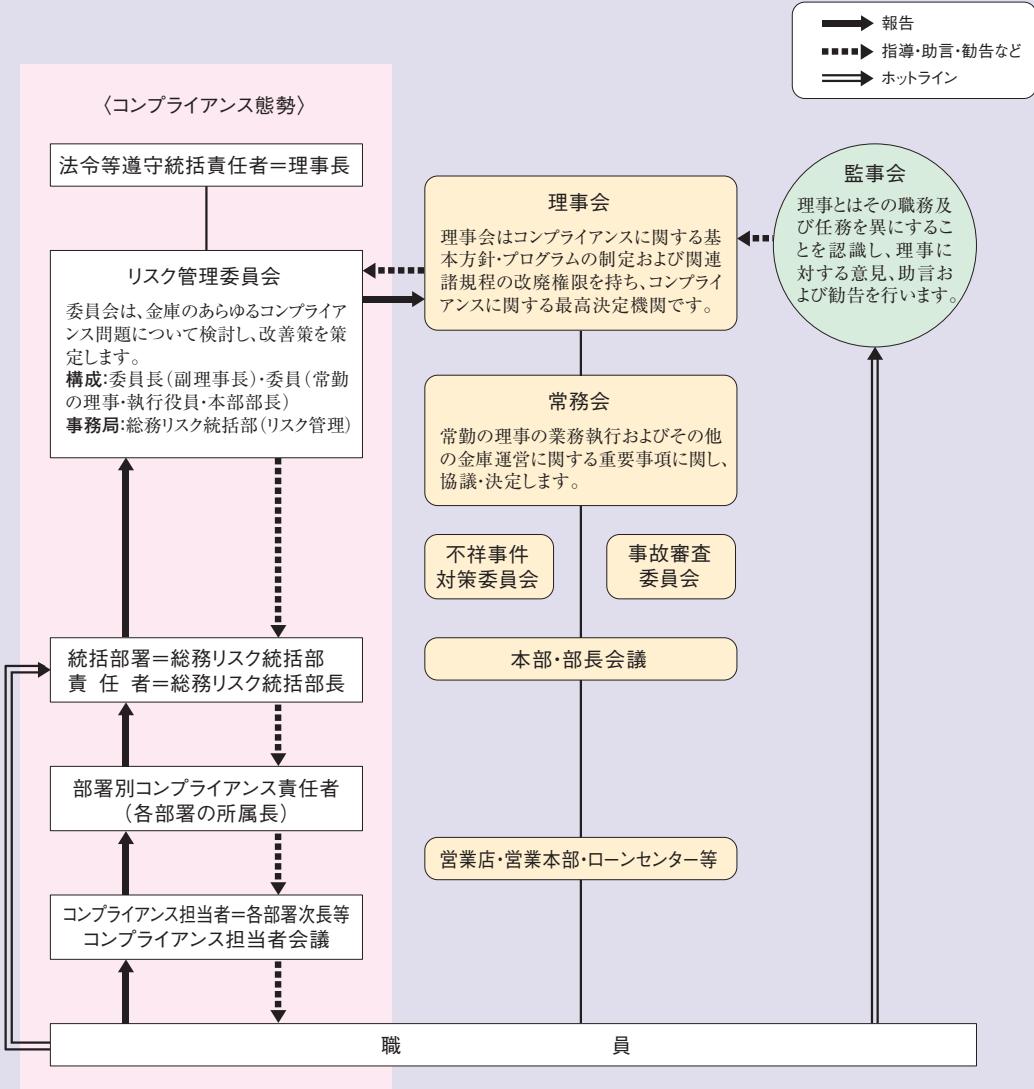
●経営陣の認識

リスク管理委員会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制



コンプライアンス態勢の組織機構図



●苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

苦情・要望等への対応の概要

当金庫は、お客様より寄せられる、金庫業務を通じて発生した苦情および要望などについて、その受理から問題解決や業務改善に至るまでの全過程において、お客様の理解と信頼を深め、お客様の正当な利益を保護し、お客様との円滑な取引を継続するために取り組んでいる内部規則の概要等をホームページ、パンフレット等で公表しています。

1 「苦情・要望等」に関する取り組み

当金庫は、お客様の不満足の表現である「苦情」や何らかの実現や改善が期待されている「要望」の申し出に関して、次のように取り組みます。

- (1) 当金庫は、営業店等に苦情・要望対応要員および苦情・要望対応管理者を配置し、また、本部に設置したお客様相談センターに顧客サポート等専任担当者を配置するとともに、総務リスク統括部を顧客保護等管理統括部署として、お客様からいただいた「苦情・要望等」への対応・報告態勢を整えています。
- (2) 職員がお客様よりいただいた「苦情・要望等」は、営業店等の苦情・要望対応要員、苦情・要望対応管理者から本部のお客様相談センターに報告され、顧客サポート等管理責任者関与の下「苦情・要望等」への対応を適切に行います。
- (3) お客様相談センターに報告された「苦情・要望等」の内容が重大と判断される場合は、速やかに総務リスク統括部長、監査部および役員に報告します。
- (4) 当金庫では、「苦情・要望等」の原因を早急に究明し、再発防止あるいは改善の措置をとるとともに、再発防止・改善策を策定します。
- (5) 当金庫では、お客様からいただいた「苦情・要望等」を定期的に当金庫経営陣に報告し、また当金庫全体で情報を共有化しております。
- (6) 当金庫では、職員のコミュニケーション技術の向上、顧客重視の職場風土を醸成させるため、職員の教育・訓練を行います。

2 苦情受付・対応態勢

当金庫は、次頁のような態勢で、お客様からの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。

3 苦情・相談等窓口

当金庫の事業運営に関するご相談や苦情については、各営業店または、以下の受付窓口までお申し出ください。

四国労働金庫 お客様相談センター

電話番号：0120-505-690

電話による受付時間：午前9時～午後5時
(休業日を除く)

ファクシミリ：087-811-8100

E-mail：support@shikoku-rokin.or.jp

郵送先：〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72番3号

一般社団法人全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関する「苦情・要望等」をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、お取引先の労働金庫に対して迅速な解決を促します。

全国労働金庫協会ろうきん相談所

電話番号：0120-177-288

電話による受付時間：午前9時～午後5時
(休業日を除く)

E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp

紛争解決措置の概要

1 東京三弁護士会「仲裁センター」へのご案内

東京三弁護士会が設置・運営する仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたしますので、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」へお申し出ください。

なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

2 紛争解決のための機関

紛争解決のための機関を、ろうきんでは下表のとおり東京三弁護士会が運営する仲裁センターとしています。（東京都以外のお客様にもご利用いただけます。）必要な場合は、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」にご連絡ください。

3 紛争解決機関

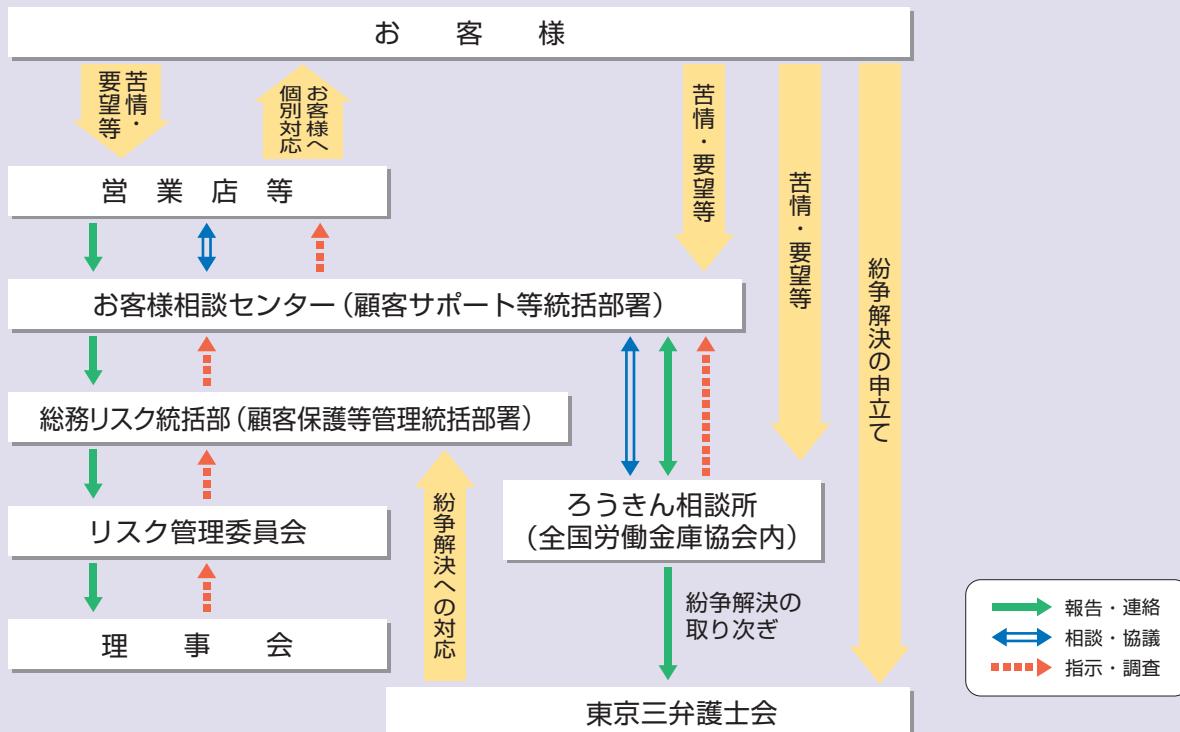
名 称	住 所	電話番号	受付日／時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しています。

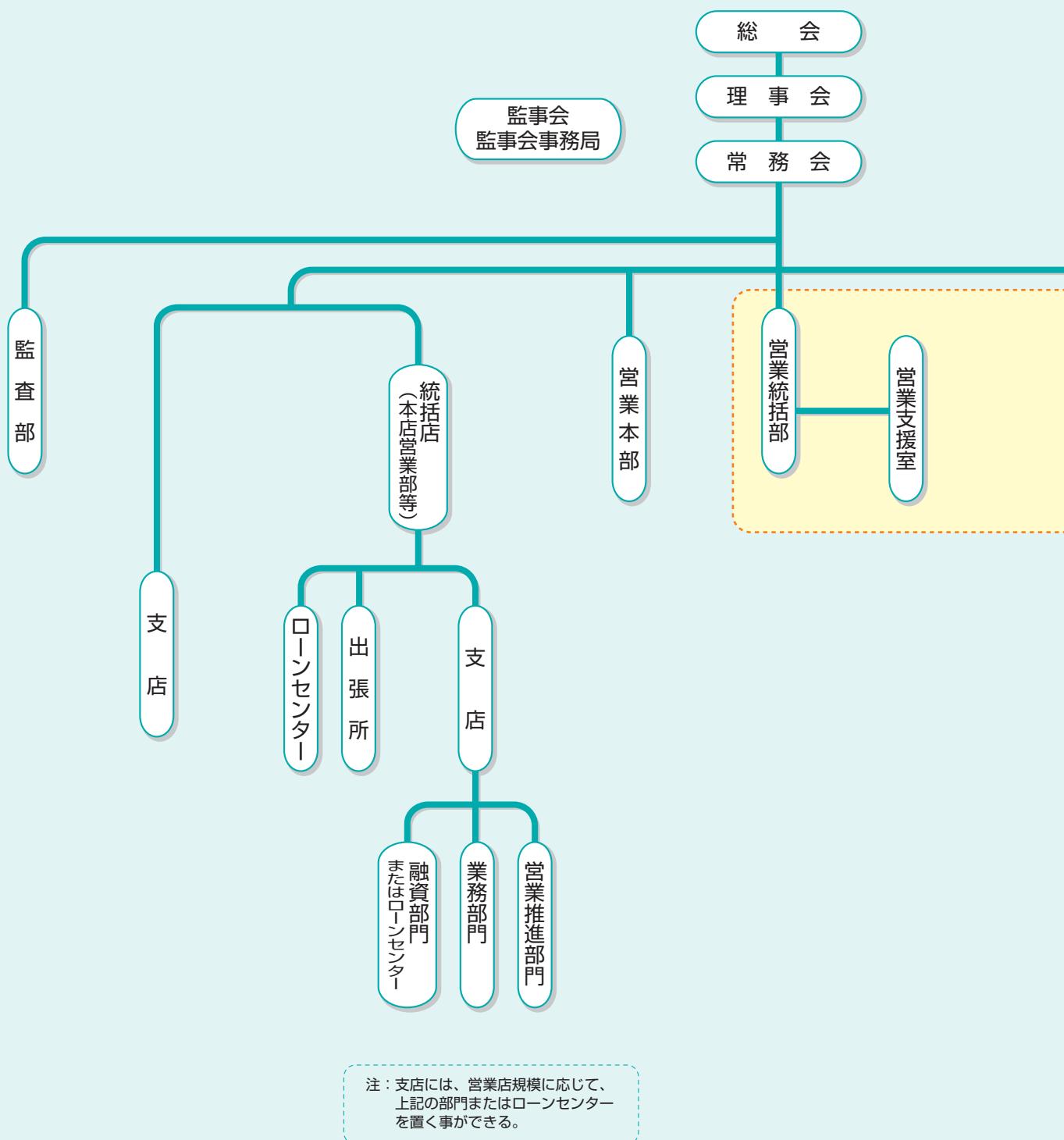
① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

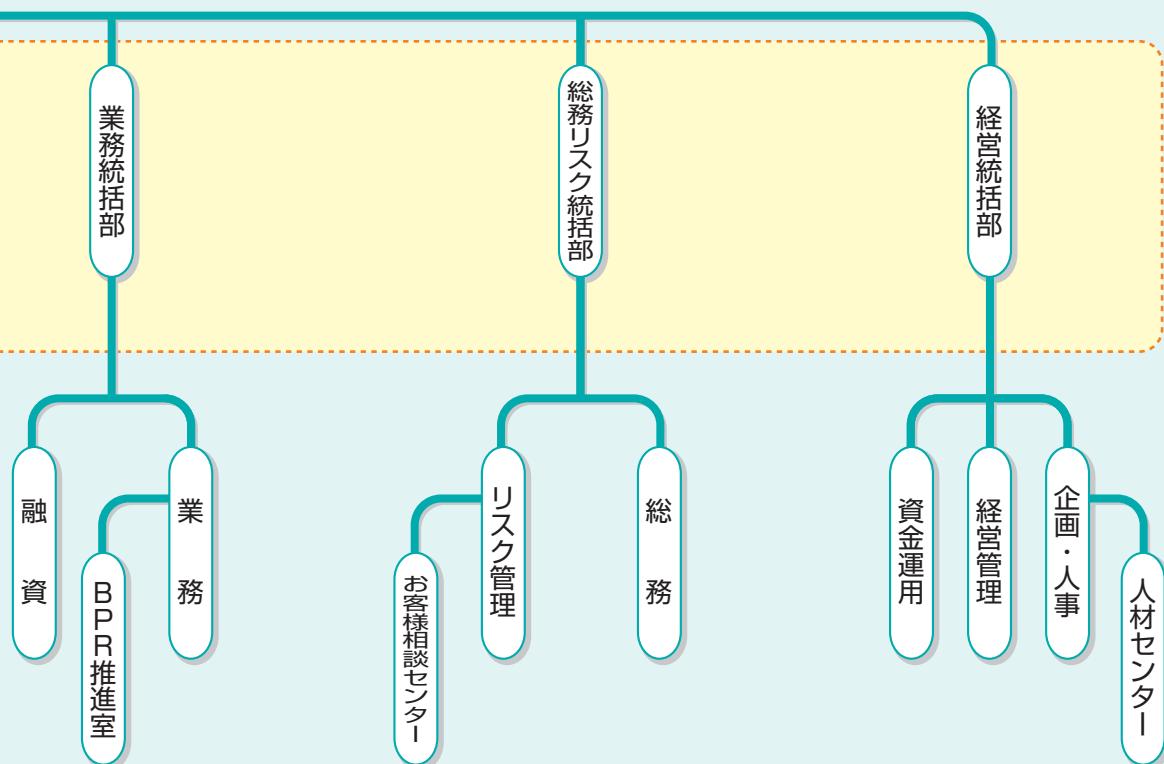
② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。



業務組織機構図（2023年6月30日現在）





●理事及び監事の氏名及び役職名



理事長 杉本 宗之



副理事長 十川 淳二



専務理事 野村 治文



常務理事 井上 浩司



常務理事 新居 栄治



常務理事 隼田 寿浩



常勤監事 中橋 博

(2023年6月30日現在)

役職名	氏名	所属団体等
理事長	杉本 宗之	J A M 井関農機労働組合松山支部
副理事長	十川 淳二	タダノ労働組合
専務理事	野村 治文	員外
常務理事	井上 浩司	とさでん交通労働組合
常務理事	新居 栄治	P H C 労働組合徳島地区
常務理事	隼田 寿浩	員外
理事	岡 美由紀	N T T 労働組合四国総支部徳島分会
理事	原内 正敏	ジェイテクト労働組合徳島支部
理事	中川 孝文	自治労徳島県本部
理事	森池 譲治	N T T 労働組合四国総支部香川分会
理事	大熊 正樹	自治労香川県本部
理事	上川 良	J P 労働組合四国地方本部香川連絡協議会
理事	辻 賢史	丸点通運労働組合
理事	岡本 武	別子労働組合
理事	高瀬 康文	宇和島自動車労働組合
理事	中田 信也	大王製紙労働組合
理事	白石 智章	帝人労働組合松山支部
理事	田上 誉	ルネサスグループ労働組合連合会西条地区支部
理事	石川 真人	高知県教職員組合
理事	中平 正幸	自治労高知県本部
理事	西原 正雄	J A M ヤンマーアグリ労働組合高知支部
理事	塙坂 博史	U A ゼンセンサンマート労働組合
理事	北村 亜矢子	員外
常勤監事	中橋 博	員外
監事	宮本 武司	四国高速運輸労働組合
監事	中野 圭司	J R 四国労働組合香川支部
監事	白石 岳	クラレ労働組合西条支部
監事	山岡 千佳	N T T 労働組合四国総支部高知分会

●代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員はおりません。

●会計監査人の氏名又は名称

E Y 新日本有限責任監査法人 (2023年6月現在)



●報酬等に関する事項

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 支払金額と算定方法

支給額は、退任時の「第一基本報酬」に対して、在任1年につき2.5の支給率を乗じた金額とし、100円未満の端数が生じた時は、100円に切り上げる。

b. 支払時期と支払方法

総会の承認を得た後、速やかに一括して支払うものとする。

c. 会計処理

毎決算期に、「役員退職慰労引当金」を計上することとし、退任時の「第一基本報酬」に在任1年につき2.5の割合で計算した期末要支給額の100%を繰り入れ、翌年度取り崩しをする洗替え方式で処理する。

(2) 2022年度における対象役員に対する報酬等の

支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	133

- 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
- 上記の内訳は、「報酬」118百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官および厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2022年度において対象職員等に該当する者はおりません。

- 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
- 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- 「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

●職員の状況

項目	2022年度末	2021年度末
職員数(人)	425	435
うち男性	196	206
うち女性	229	229
平均年齢	43歳9月	43歳1月
平均勤続年数	14年3月	13年10月
平均給与月額(千円)	364	362

- 職員数には、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。
- 職員数には派遣職員は含みません。
- 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

預金商品のご案内

商 品 名		お預入れ期間	お預入れ金額	内 容
普通預金無利息型 (決済用預金)		定めはありません	1円以上	万一ペイオフ実施となった場合でも、預金保険制度により全額が保護される無利息型の普通預金です。既存の普通預金を決済用預金に切り替えることもできます。
総合口座	普通預金	定めはありません	1円以上	1冊の通帳に、預ける(普通預金)・貯める(定期預金)・受け取る(自動受取り)・支払う(自動振替)・借りる(自動融資)の5つの機能をもった便利な口座です。給与振込、公共料金、ローン返済、各種自動支払等、家計簿がわりにお使いいただけます。
	定期預金	1ヵ月以上10年以内	1円以上	(ただし、エース預金は別冊扱いとなります。)
	エース預金 (ワイド型・スーパー型)	3年以上 (エンドレス型は積立期間の定めはありません)	1円以上	公共料金の自動支払いや年金のお受け取りなど、お財布がわり、家計簿がわりに使える便利な預金です。
普通預金	定めはありません	1円以上		インターネットバンキングまたはろうきんアプリ(かんたん通帳)にて取引内容をご確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金です。
貯蓄預金	定めはありません	1円以上		出し入れが自由で、まとまった資金の短期運用に最適な預金です。
通知預金	7日間の据置期間が必要です	1円以上		まとまったお金の短期運用にご利用ください。
当座預金	定めはありません	1円以上		代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。
スーパー定期 (単利型・複利型)	1ヵ月以上10年以内	1円以上 1,000万円未満		大切な資金を安全・確実に増やす定期預金です。
ワイド定期	最長3年 (1年据置)	1円以上 300万円未満		1年複利の定期預金です。1年経過後必要額をお引き出しできます。
自由金利型定期預金 (大口定期)	1ヵ月以上10年以内	1,000万円以上		大きな資金の運用に適した定期預金です。
変動金利定期預金	1年以上3年以内	1円以上		6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。
譲渡性預金	原則として、1ヵ月以上2年以下	5,000万円以上		大口資金の短期運用に最適です。
一般財形 (ワイド型・スーパー型)	3年以上のエンドレス積立とし、積立期間の定めはありません	1,000円以上		給与やボーナスからの天引きで、積立を継続しながら残高の全額または一部を隨時払戻すことができる勤労者のための最適な積立です。
財形住宅 (ワイド型・スーパー型)	5年以上のエンドレス積立とし、積立期間の定めはありません	1,000円以上		住宅の新築・購入・増改築などのための積立預金です。 財形年金とあわせて550万円まで非課税です。
財形年金 (ワイド型・スーパー型)	5年以上	1,000円以上		将来に備えて積立、満60歳以降年金タイプでお受け取りいただける預金です。 財形住宅とあわせて550万円まで非課税です。
確定拠出年金定期預金	スーパー型 1年・5年・10年	1円以上		確定拠出年金制度の運用商品としての定期預金です。
エース預金 (ワイド型・スーパー型)	3年以上 (エンドレス型は積立期間の定めはありません)	1円以上		毎月やボーナスからの積立に適した積立型預金です。 「エンドレス型」、「確定日型」、「年金型」、「エンドレス型(まとめ周期選択型)」があります。
ろうきん後見制度支援預金	定めはありません	1円以上		成年後見制度を利用されているお客様(被後見人)の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。

1.「据置型定期預金」、「納税準備預金」、「定期積金」について、新たなお取り扱いは、現在行っておりません。



融資商品のご案内

●無担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
カーライフローン	変動金利	10年以内	1,000万円	自動車関係資金にご利用いただけます。
	固定金利			車庫建設・水上バイク・モーターボートの購入等にもご利用いただけます。
教育ローン	変動金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・生活費・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけます。(団体信用生命保険制度あり)
	固定金利			
奨学金借換ローン	固定金利	20年以内	1,000万円	奨学金の借換資金にご利用いただけます。
ナツ得・ エコ住宅ローン	変動金利	25年以内	2,000万円	太陽光発電・オール電化など環境配慮型住宅全般・耐震型住宅関連・パリアフリー住宅や、他行住宅資金ローン借換にもご利用いただけます。(団体信用生命保険付)
	固定金利			
無担保住宅ローン	変動金利	25年以内	2,000万円	新築・購入・増改築・改修・外構工事などにご利用ください。(団体信用生命保険付)
	固定金利			
住宅つなぎローン	固定金利	原則6ヶ月以内	5,000万円	当金庫の住宅ローンのつなぎ資金として、本体融資決裁金額の90%以内でご利用いただけます。
			3,000万円	住宅金融支援機構融資・社内住宅融資等のつなぎ資金にご利用いただけます。
福祉ローン	変動金利	10年以内	1,000万円	医療・介護・育児・災害復旧関連資金にご利用いただけます。
	固定金利			
フリーローン	変動金利	10年以内	1,000万円	多目的にご利用いただけます。
	固定金利			
サポート100	固定金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のローンです。
エール100	変動金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただけます。 当金庫が運営管理機関となるiDeCo(個人型DC)ご加入者(運用指団者は除く)が対象となります。
新一斉積立ローン	固定金利	5年以内	100万円	新一斉積立残高の10倍以内で、多目的にご利用いただけます。
一本太助α	変動金利	10年以内	500万円	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただけます。 当金庫の住宅ローンを新規にお申込みいただいた方または既にご契約いただいている方が対象となります。
おまとめローン	変動金利	10年以内	1,000万円	組織労働者および会員管理職限定で、他行・信販・消費者金融からの借換資金にご利用いただけます。
負債整理融資	変動金利	10年以内	1,000万円	多重、多額の債務整理・借換を目的とするローンです。
継続支援融資	固定金利	5年以内	100万円	自己破産等の法的整理、弁護士等に委任し任意整理した会員組合員、またはろうきんの負債整理融資により整理した方に対する無担保融資です。(教育資金を含む場合は、融資限度額が200万円、返済期間は10年以内となります。)
Webカーローン	固定金利	10年以内	500万円	インターネットを通じて、車関連資金のローン申込ができます。
Webフリーローン	固定金利	10年以内	300万円	インターネットを通じて、多目的な資金のローン申込ができます。
日本学生支援機構 奨学生入学金融融資	固定金利	第1回奨学金 支給日まで	50万円	当金庫に奨学金受取口座を指定された方で所定の基準を満たす学生の方がご利用になります。
求職者支援資金融資	固定金利	10年以内	240万円	雇用保険を受給できない人に対して、厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受ける対象者の生活費のための融資です。
技能者育成資金融資	固定金利	10年以内	300万円	成績が優秀で、かつ経済的な理由により職業能力開発総合学校および公共職業能力開発施設の行う訓練を受けるのが困難な訓練生のための融資です。

●カード系ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
教育ローン(カード型)	変動金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけるカードローンです。
マイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	300万円	使いみち自由なカードローンです。
R・プラン300	変動金利	1年毎の自動更新	300万円 (100万円以上)	「住宅ローン、カーライフローン、教育ローン利用者」または「給与振込指定かつ財形預金またはエース預金契約者」限定の、使いみち自由なカードローンです。
R・プラン500	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (300万円超)	勤続5年以上または年収500万円以上の会員組合員および会員管理職限定の、使いみち自由なカードローンです。
一本太助	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (50万円以上)	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のカードローンです。
Webマイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	100万円	インターネット申込専用の使いみち自由なカードローンです。
妊活サポートローン	変動金利	1年毎の自動更新	300万円	ご本人または配偶者の方の不妊治療および不育症に関連する費用にご利用いただけるカードローンです。

●有担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
キャップ住宅ローン	変動金利 (上限金利付)	40年	1億円	借入当初に選択した期間(10年、15年、20年)に応じて、上限金利が設定されているので、金利の上昇に対応できる安心な住宅ローンです。
固定金利選択型住宅ローン	変動金利 (固定金利期間付)	40年	1億円	3年、5年、10年、15年、20年の固定金利期間が選択できる住宅ローンです。
ミックス住宅ローン	変動金利 (上限金利付・固定金利期間付ミックス)	40年	1億円	キャップ住宅ローンと、固定金利選択型住宅ローンを併用するタイプのローンです。 (キャップ住宅ローン50%以上が条件となります。)
有担保住宅ローン	変動 固定	40年	1億円	新築・増改築・住宅購入などマイホームの実現にご利用いただけます。
有担保フリーローン	変動 固定	40年	1億円	多目的な資金にご利用いただけます。
負債整理 有担保融資	変動	20年	2,000万円	負債整理資金専用のローンです。住宅資金が含まれる場合は、上限5,000万円以内、返済期間40年以内となります。
ろうきんフラット35	固定	15年～35年	8,000万円	長期固定金利の住宅ローンです。
リバース60	変動金利	債務者が亡くなられるときまで	8,000万円	60歳からご利用いただける独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保したリバースモーゲージ型の住宅ローンです。
預金担保ローン	固定	預金満期日以内 または10年以内	担保預金残高の範囲内 かつ1億円以内	多目的な資金にご利用いただけます。

●自治体・企業等各種提携ローン

商品名	金利タイプ	内 容
住宅資金	① 変動金利	県・市町村や企業等との提携ローンです。
生活資金	② 固定金利選択型(有担保貸付)	提携先により、融資限度額、返済期間、制度、利率、条件等が異なりますので、最寄りの営業店へお問い合わせください。
教育資金 等	③ 固定金利	



有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。
詳しくは63頁以降に掲載しています。

有価証券業務

業務の種類		期間	申込単位	特徴・留意点
販売窓口 業務	個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
		5年		
		3年		
投資信託窓口販売業務				多くのお客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券などの多くの金融商品に投資(運用)し、その成果をお客さまに還元する商品です。 ※投資信託は株式・債券・不動産など値動きのある資産に投資しますので、元本が保証されるものではありません。

個人型確定拠出年金（iDeCo）

個人型確定拠出年金（iDeCo）とは、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金の一つです。当金庫では老後の安定的な資産形成をサポートするため、個人型確定拠出年金（iDeCo）への取り組みを行っています。

共済代理業務

こくみん共済coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいの共済」および「住まいの共済」の代理店業務を行っています。

損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「医療保険」の代理店業務を行っています。

内国為替業務

給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金（送金為替）、公共料金引き落としなどの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。

附帯・サービス業務のご案内

種類	内容
キャッシュバックサービス	〈ろうきん〉カードでゆうちょ銀行・銀行(MICS加盟金融機関)・コンビニエンスストア等のATM・CDを利用してお引き出しをした場合、所定の利用手数料がかかりますが、この利用手数料を〈ろうきん〉が即時・全額キャッシュバックします(利用回数の制限はありません)。
オンラインキャッシュサービス	全国のろうきん・ゆうちょ銀行・イオン銀行・インターネット・ローソン銀行・セブン銀行のATM・CDで、ご入金・お支払・残高照会ができます。MICS加盟の他金融機関のATM・CDでは、お支払・残高照会ができます。また、入金ネット加盟の第二地銀、信金、信組では、ご入金サービスをご利用いただけます。
ろうきんダイレクト	インターネットバンキング
	インターネットに接続されたパソコン・スマートフォンから、お振替・残高照会・定期預金等の口座開設・証書貸付の償還・住所変更の届け出・公共料金の自動引落登録・税金や各種料金の払込み等ができます。
	テレフォンバンキング
	電話から、財形・エース預金の残高照会・支払等の取引ができます。(2023年8月サービス終了予定)
	当金庫が発行する「お利息計算書」、「財形貯蓄残高のお知らせ」等の各種お知らせを、郵送等による通知に代えて、本サービスから閲覧することができます。
インターネットバンキング(団体向け)	お振込や口座の照会をインターネット上でご利用いただける団体向けのサービスです。
ろうきんアプリ	スマートフォンにろうきんアプリをインストールいただくことにより、以下のサービスをご利用いただけます。 〈残高照会・入出金明細照会・入出金明細の定期的な通知・ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)へのログイン・税公金支払い・住所変更・相談予約・かんたん通帳 by Money Forward・アプリ利用者様へのろうきんからのお知らせのご提供等〉
スマホ決済サービスのチャージ機能	「LINE Pay」「J-Coin Pay」「Pay Pay」「Bank Pay」について、四国ろうきんの口座からチャージし、送金、支払、出金等のサービスをご利用いただけます。
公金収納	自動車税、市町村税、固定資産税、国民健康保険料等の払込み・納付ができます。
口座自動引き落し	公共料金(電話・電気・ガス・水道・NHK)やクレジットカードの利用代金、各種保険料の自動引き落しができます。
定額自動送金サービス	預金口座から定期的に一定額を自動的に引き落として、あらかじめ指定された預金口座に自動送金するサービスです。
給与振込	毎月の給与や一時金をお客さまの口座に振込できます。
年金自動受取	厚生年金・共済年金・国民年金等の各種年金をお客さまのご指定口座に振込むことができます。
代理業務	住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の公的機関の業務の代行ができます。
貸金庫	ろうきんの自動貸金庫が、お客様の大切な財産を火災や盗難から守ります(本店営業部のみ)。
クレジットカード	ろうきんUC(マスター/VISA)カードの入会取次の他、CD・ATMでのキャッシュサービスを行っています。
デビットカード	J-Debit加盟店で、端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食のお支払いができます。
ファーム・バンキング(FB)サービス	事務処理の効率化・省力化・経費の節減に最適なサービスです。振込や給与振込など大量にお取引される場合に便利です。
LINE公式アカウント	スマートフォン等で簡単な登録をするだけで、お得なニュースが自動的に配信されるサービスです。
「遺産整理・遺言信託」取次業務	相続手続きが発生したご家族の方や、将来の円満相続をお考えの方へ、当金庫が「遺産整理・遺言信託」業務を行う提携信託会社へのお取次ぎを行います。
ローンセンターでの融資相談	ローンセンターは土曜日・日曜日も営業していますのでお休みの日にも融資などの相談窓口としてご利用できます。(ただし、徳島北ローンセンターは、土曜日を休業とさせていただいております。)
ホームページのご案内	預金・融資商品のご案内はじめ、ローンの予約申込みや資料請求コーナーを設け、情報提供しております。アドレスは「 https://www.shikoku-rokin.or.jp 」です。

1. 保護預りなどのサービスもございます。最寄りの店舗にお問い合わせください。

その他の事業

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

【医療保険の取り扱い】

当金庫では、日本の少子高齢化が進む中、お客様の多様な保険ニーズに対応するため、「たんぽぽ認知症治療保険」、「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」(太陽生命保険)の取り扱いを行っております。

●為替手数料

種類			ろうきんあて		他の金融機関あて	
			同一店	本支店あて		
振込手数料	窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円	
			5万円以上	550円	550円	
		文書扱い	5万円未満	—	572円	
			5万円以上	—	792円	
	自動機利用		5万円未満	無料	110円	
			5万円以上	無料	330円	
	定額自動送金利用		5万円未満	無料	110円	
			5万円以上	無料	330円	
	ろうきん ダイレクト 【個人】	インターネット バンキング	5万円未満	無料	110円	
			5万円以上	無料	187円	
		テレfon バンキング	5万円未満	無料	110円	
			5万円以上	無料	330円	
	インターネットバンキング 【団体向け】		1万円未満	無料	110円	
			1万円以上5万円未満	無料	110円	
			5万円以上	無料	220円	
	財形年金支払		1件につき	無料	無料	

- 愛媛支店と松山支店間の振込は「同一店」の手数料となります。
- 「定額自動送金サービス」には、別途、定額自動送金手数料(取扱手数料)が必要となります。
- 自動機利用での振込の場合、「同一店内宛」は、カードの発行店(口座管理店)にかかるわざ、「ご利用自動機の管理店と同一店の口座への振込み」に適用されます。なお、管理店が不明な場合は、当金庫ホームページもしくは店頭へご確認ください。
- 他の労働金庫への振込の場合、「本支店あて」の手数料となります。
- 視覚障がいの方が窓口で振込みをされた場合、振込手数料は自動機利用の場合と同額となります。
- テレfonバンキングは、2023年8月にサービスを終了する予定です。

●その他の為替手数料

種類	区分	手数料
送金手数料	四国労働金庫内	1件につき 440円
	他の金融機関あて	1件につき 880円
代金取立手数料	四国労働金庫内	1件につき 220円
	電子交換 他の金融機関あて	1件につき 220円
個別取立		1件につき 1,100円
振込・送金の組戻料		1件につき 660円
取立手形組戻料		1通につき 1,100円
取立手形店頭呈示料		1通につき 1,100円
不渡手形返却料		1通につき 1,100円

- 送金は地方公共団体のみのご利用となります。
- 他の労働金庫は、「他の金融機関あて」の手数料となります。
- 個別取立は、電子交換所未加入の金融機関あての手形・小切手を含みます。

●ろうきん自動機利用手数料

ご利用日時	カードの種類	ろうきんの カード	提携金融 機関の カード	入金ネット 加盟金融機 関のカード	ゆうちょ 銀行の カード	提携 クレジットカード
		お出し・お預入れ	お引出し	お預入れ	お出し・お預入れ	キャッシング
平日	8:45~18:00	無料	110円		カード会社 所定の 手数料	
	8:00~8:45 18:00~21:00		220円			
土曜日	9:00~14:00		220円	110円		
	8:00~9:00 14:00~21:00			220円		
日曜日・祝日	8:00~21:00		220円			

- 手数料は、ご利用の際に口座から自動引き落としさせていただきます。
- 土曜日が祝日の場合は、「日曜日・祝日」の手数料となります。
- 年末休業日のカードの手数料は、提携金融機関および入金ネット加盟金融機関のカードの場合は、曜日にかかるわざ220円、ゆうちょ銀行の場合は該当曜日の手数料となります。
- 残高の照会は無料です。
- イオン銀行カードの手数料は、全国のろうきんカードと同じく無料です。

●ゆうちょ銀行自動機利用手数料

ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金
平日	0:05~8:45	220円	無料
	8:45~18:00	110円	
	18:00~23:55	220円	
土曜日	0:05~9:00	220円	
	9:00~14:00	110円	
	14:00~23:55	220円	
日曜日・祝日	0:05~21:00	220円	

●イオン銀行自動機利用手数料

イオン銀行	ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金	
	平日	月曜日	8:00~23:00	無料	無料
		火曜日~金曜日	1:00~23:00		
		土曜日・日曜日・祝日・12月31日	8:00~21:00		

- ※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。また、システムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
※「ゆうちょ銀行自動機」、「セブン銀行自動機」、「イオン銀行自動機」、「イーネット自動機」および「ローソン銀行自動機」については、ろうきんのカードでご利用いただいた場合の手数料を記載しています。

●セブン銀行自動機利用手数料

セブン銀行	ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金
平日	0:00~7:00	110円	無料	
	7:00~19:00	無料		
	19:00~24:00	110円		

●イーネット・ローソン銀行自動機利用手数料

イーネット ローソン銀行	ご利用日	お引出し	ご入金
	365日、24時間 ご利用いただけます。	無料	無料

●<ろうきん>カード キャッシュバックサービス

- <ろうきん>カードで、ゆうちょ銀行、MICSマークのある他金融機関、コンビニATMでお引出しされた際の手数料をお返します。
<ろうきん>カードなら、どなたでも「即時・全額」キャッシュバックサービスをいたします。

●一般業務手数料

区分	項目			手数料	備考
預 金	手形 小切手 手数料	小切手用紙代 手形用紙代	当座小切手帳 約束手形 為替手形	1冊 2,200円	
	自己宛小切手発行手数料			550円	
	通帳・証書再発行手数料			1,100円	
	キャッシュカード(MSカード)再発行手数料			1,100円	ICカードからの切替を含みます
	ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料			440円	
	ICカード発行(再発行)手数料			1,100円	MSカードからの切替を含みます
	証明書発行手数料(残高証明書等)			1通 220円	
	普通預金(通帳不発行口座)明細表綴り再発行手数料			550円	
	ローンカード(MSカード)再発行手数料			1,100円	ICカードからの切替を含みます
	ローンカード(ICカード)再発行手数料			1,100円	MSカードからの切替を含みます
融資	残高証明書発行手数料			1通 220円	
	返済予定期再発行手数料			1通 220円	
	融資取引明細証明書発行手数料			1通 1,100円	「融資契約終了証明書」発行手数料は不要です
	ナッ得・安心住宅ローン			繰上返済金額 (元利金合計)の 1%(税込)	
	・固定金利選択型及び キャップ住宅ローンの 特約期間	一部繰上返済		22,000円	1.手数料金額(+1,000円未満を切捨てます) 2.固定金利選択型の切替後も本手数料を適用し、 固定金利選択型手数料を適用しません 3.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手 数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 4.利限法超過部分は不要です
	・ナッ得・マル得 住宅ローン	全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円		1.ナッ得・マル得住宅ローン(有担保)の一部繰上返 済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手 数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
	変動金利型住宅ローン	全額繰上返済	5,500円		1.庫内借換の場合の全額繰上返済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料 は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
	住宅つなぎローン	全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円		1.同一の有担保住宅ローンに関する住宅つなぎローンの 件数が複数ある場合は、手数料は1件分のみとなります 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料 は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
	リバース60	全額繰上返済	5,500円		一部繰上返済は無料です
	貸付条件変更手数料	返済額・返済期限等の変更 (担保不動産関連以外)		5,500円～33,000円	条件変更の内容により金額が異なります
融資手数料	担保不動産変更手数料	(根)抵当権に関する変更		11,000円	
	移管手数料			2,200円	当面の間、不要です
	不動産担保ローン			組織会員 無料 地域生協会員 22,000円 地区労働者互助会 33,000円	一般労働者の方および地域生協会員の方で、融資 を受けた方のみ必要です (注)ナッ得・マル得住宅ローン(有担保)の庫内借換 に係る融資手数料は不要です
	特別住宅ローン手数料(固定金利選択型(10年)及び、キャップ住宅 ローン(10年)を特別住宅ローンで取扱う場合)			融資額×1.3%	
	リバース60			110,000円	住宅金融支援機構特定一括返済ローン
	ろうきん サービシングフリー方式			33,000円	住宅金融支援機構買取型住宅ローン
	フラット35	手数料前払い方式		融資額×2.2%	
	・固定金利選択型の再特約 ・キャップ住宅ローンの固定金利特約への切替 ・変動金利住宅ローンの固定金利特約切替 ・ナッ得・安心住宅ローンのオプション行使			5,500円	「特約自動更新」を選択した場合、 次回以降、特約自動更新時の手数 料は不要です
	出資金残高証明書発行手数料			1通 220円	
	出資証券再発行手数料			550円	
その他	取引履歴発行手数料			1通 550円	1.普通預金・貯蓄預金については申込日から1年前の 応答月までの取引履歴の発行は無料です 2.NB圧縮明細の発行時は、依頼日から集約日までが 1年前応答日以内は無料です
	保護預り料	封緘方式(保管袋1個あたり)		550円	
		公共債預り料	年間 1,320円		
		披封方式(ご契約者1人あたり)	年間 550円		
	貸金庫(全自动)		大ボックス 小ボックス	年間 13,200円 年間 7,700円	本店営業部のみ
	ファームバンキング利用手数料 ※ご契約者様のセンター確認コード単位に必要となります		AnserDATAPORT	月額 7,700円	1.口座振替・総合振込・給与振込が対象となります 2.それ以外のデータ種目の場合は、別途、お問い合わせください
	V A L U X			無料	AnserDATAPORTの全銀VALUX連携機能を使用する場合は、月額1,100円が必要となります
	I N S / 公衆回線			無料	
	ろうきんダイレクト利用手数料		個 人	無料	
	インターネットバンキング利用手数料		団 体 向 け	無料	
	インターネットバンキング口座振替手数料		団 体 向 け	請求1件 55円	
	インターネットバンキング括口座確認手数料		団 体 向 け	1件 55円	
	インターネットバンキングパスワード生成機発行手数料		団 体 向 け	1,650円	1.新規契約・故障の場合の発行手数料は、無料です 2.再発行・追加発行の場合は必要です
	定額自動送金手数料(取扱手数料)			55円	別途、振込手数料が必要となります

●両替・硬貨取扱手数料

(両替)枚数	当金庫出資団体会員(注)	間接構成員の方	左記以外の方
1～50枚		無料	無料
51～100枚		110円	550円
101～500枚		220円	880円
501～1,000枚		440円	1,210円
1,001枚以上～	無料	440円+500枚 あたり+220円 500枚未満を切 上げのうえ計算	1,210円+500枚 あたり+550円 500枚未満を切 上げのうえ計算

1.間接構成員の方で、お客様のお取引の状況により「左記以外の方」の手数料が必要となる場合があります。

2.間接構成員以外の個人の方で、当金庫に一定の取引(年金受取等)をされている場合は、手数料が「間接構成員の方」と同額となる場合があります。

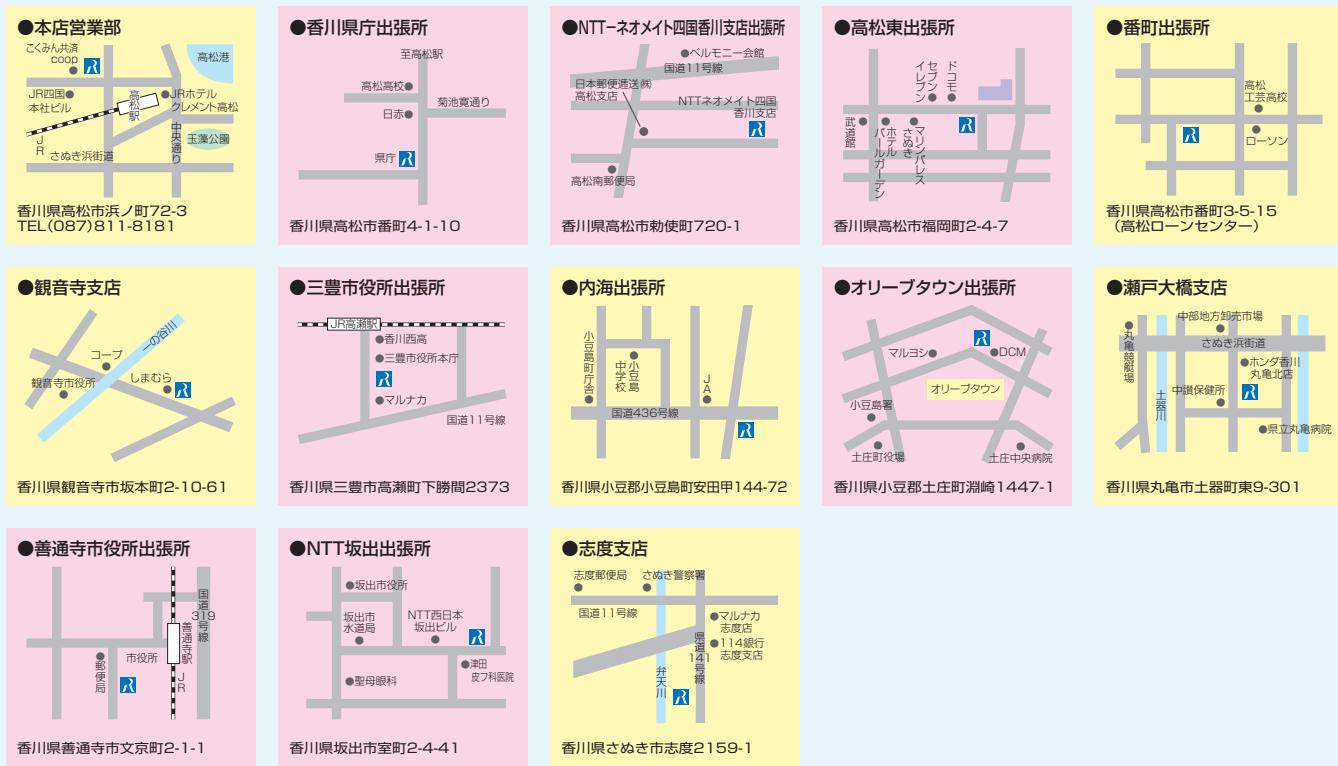
3.各種手数料のご案内のページには、主な手数料の税込み金額(10%の消費税)で掲載しています。手数料の詳細については最寄りの営業店にお問合せください。

●個人情報の開示手数料

区分	開示項目	手数料
基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号 労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき 1,100円
	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎 550円
加算手数料	取引履歴	1口座1カ月毎 (対象期間の暦月数で計算※上記(例)参照)
	その他	1項目毎 1,100円



香川地区



(2023年6月30日現在)

ATM 設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平 日	土 曜	日 曜	祝 日
本店営業部	高松市浜ノ町72-3	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
香川県庁出張所	高松市番町4-1-10	9:00~18:00	-	-	-
NTT-ネオメイト四国香川支店出張所	高松市勅使町720-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高松東出張所	高松市福岡町2-4-7	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
番町出張所 (高松ローンセンター)	高松市番町3-5-15	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
観音寺支店	観音寺市坂本町2-10-61	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
三豊市役所出張所	三豊市高瀬町下勝間2373	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
内海出張所	小豆郡小豆島町安田甲144-72	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
オリーブタウン出張所	小豆郡土庄町淵崎1447-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
瀬戸大橋支店	丸亀市土器町東9-301	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
善通寺市役所出張所	善通寺市文京町2-1-1	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
NTT坂出出張所	坂出市室町2-4-41	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
志度支店	さぬき市志度2159-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

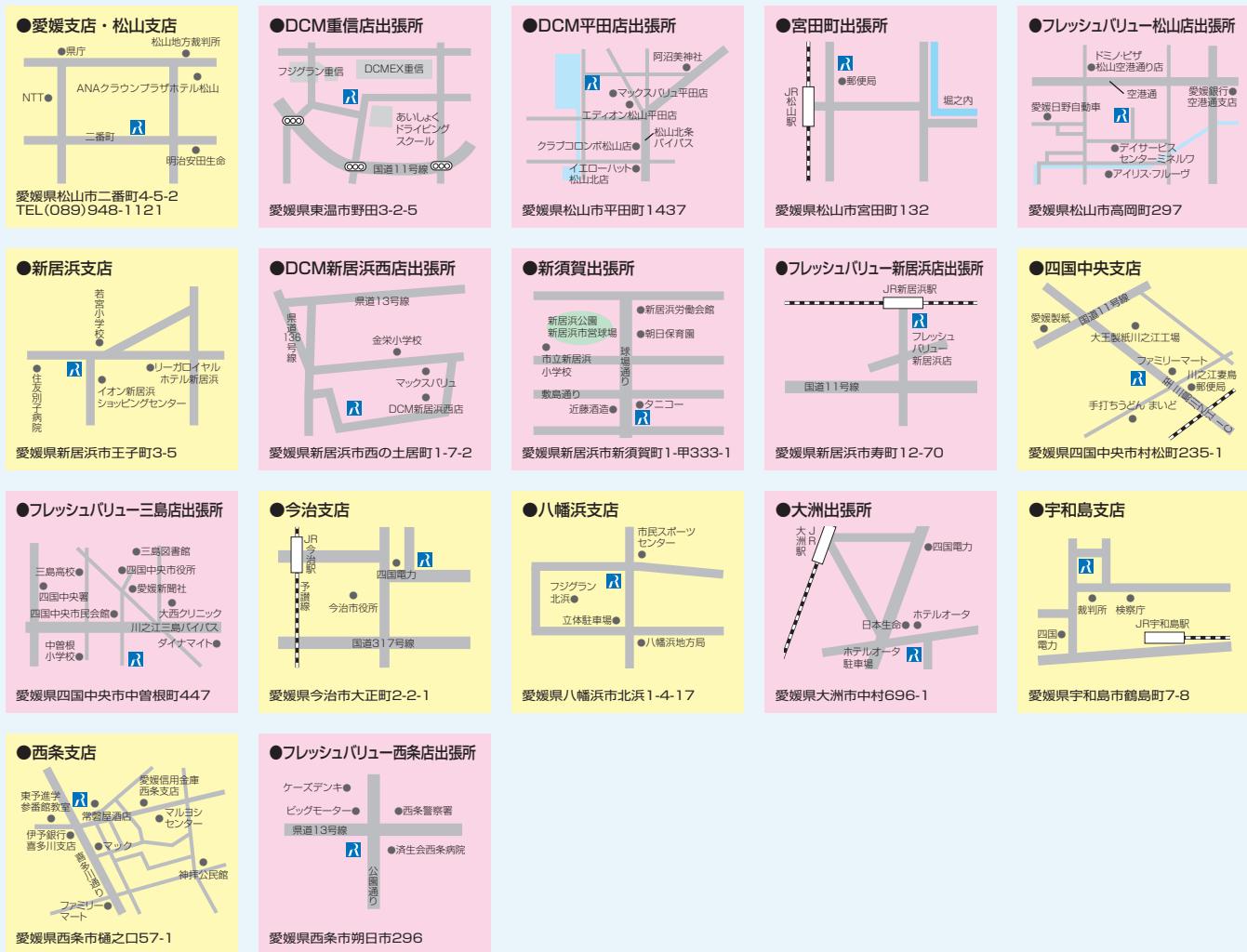
徳島地区



(2023年6月30日現在)

ATM 設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平 日	土 曜	日 曜	祝 日
徳島支店	徳島市昭和町3-35-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
徳島市役所出張所	徳島市幸町2-5	8:45~18:00	-	-	-
中島田出張所（徳島ローンセンター）	徳島市中島町1-11-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小松島市役所出張所	小松島市横須町1-1	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
池田支店	三好市池田町サラダ1612-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
徳島北支店	板野郡北島町中村字東開10-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
藍住町役場出張所	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿南支店	阿南市富岡町トノ町71-20	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鴨島支店	吉野川市鴨島町鴨島342-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
脇町出張所	美馬市脇町字押原2015-1	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

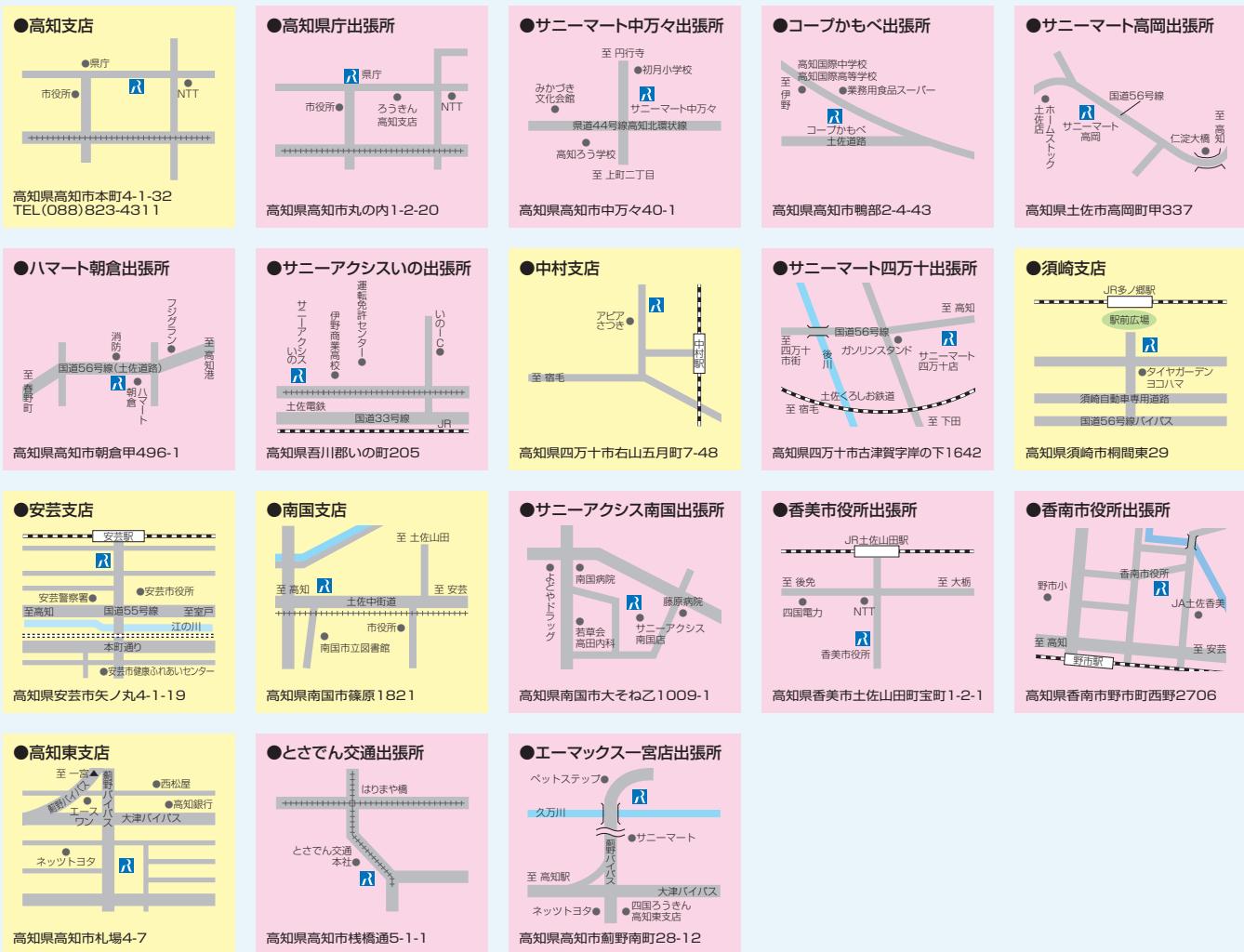
愛媛地区



(2023年6月30日現在)

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間				ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平 日	土 曜	日 曜	祝 日			平 日	土 曜	日 曜	祝 日
愛媛支店・松山支店	松山市二番町4-5-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	フレッシュバリュー三島店出張所	四国中央市中曾根町447	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM重信店出張所	東温市野田3-2-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	今治支店	今治市大正町2-2-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM平田店出張所	松山市平田町1437	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	八幡浜支店	八幡浜市北浜1-4-17	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宮田町出張所	松山市宮田町132	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	大洲出張所	大洲市中村696-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー松山店出張所	松山市高岡町297	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	宇和島支店	宇和島市鶴島町7-8	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新居浜支店	新居浜市王子町3-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	西条支店	西条市樋之口57-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM新居浜西店出張所	新居浜市西の土居町1-7-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	フレッシュバリュー西条店出張所	西条市朔日市296	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新須賀出張所	新居浜市新須賀町1-甲333-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00						
フレッシュバリュー新居浜店出張所	新居浜市寿町12-70	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00						
四国中央支店	四国中央市村松町235-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00						

高知地区



(2023年6月30日現在)

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間				ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平 日	土 曜	日 曜	祝 日			平 日	土 曜	日 曜	祝 日
高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	須崎支店	須崎市桐間東29	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高知県庁出張所	高知市丸の内1-2-20	8:45~18:00	—	—	—	安芸支店	安芸市矢ノ丸4-1-19	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーマート中万々出張所	高知市中万々40-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	南国支店	南国市篠原1821	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
コープかもべ出張所	高知市鴨部2-4-43	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	サニーアクシス南国出張所	南国市大そね乙1009-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
サニーマート高岡出張所	土佐市高岡町甲337	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	香美市役所出張所	香美市土佐山田町宝町1-2-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
ハマート朝倉出張所	高知市朝倉甲496-1	8:45~19:00	—	—	—	香南市役所出張所	香南市野市町西野2706	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
サニーアクシスいの出張所	高知市吾川郡いの町205	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	エーマックス一宮店出張所	高知市薊野南町28-12	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
中村支店	高知市四万十市右山五月町7-48	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	とさでん交通出張所	高知市桜橋通5-1-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
サニーマート四万十出張所	高知市四万十市古津賀字岸の下1642	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知東支店	高知市札場4-7	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
須崎支店	須崎市桐間東29	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
安芸支店	安芸市矢ノ丸4-1-19	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
南国支店	南国市篠原1821	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーアクシス南国出張所	南国市大そね乙1009-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
香美市役所出張所	香美市土佐山田町宝町1-2-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
香南市役所出張所	香南市野市町西野2706	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	エーマックス一宮店出張所	高知市薊野南町28-12	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
とさでん交通出張所	高知市桜橋通5-1-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知東支店	高知市札場4-7	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
エーマックス一宮店出張所	高知市薿野南町28-12	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	高知県高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

1952年 昭和27年 4月 信用協同組合愛媛県労働金庫創立総会 5月 松山、新居浜で営業開始	2009年 平成21年 4月 「全国一斉生活応援運動強化月間」「返済計画見直し特別相談会」の実施 全労済の「労金住宅ローン専用火災共済」取り扱い開始 5月 須崎支店の移転オープン 8月 訓練・生活支援資金融資の取り扱い開始 9月 志度支店(旧津田支店)・今治支店の移転オープン 10月 「四国ろうきん生活応援」～暮らし&お金なんでも相談～の実施
1953年 昭和28年 8月 労働金庫法公布	
1968年 昭和43年 11月 労働金庫推進機構制度発足	
1979年 昭和54年 8月 労働金庫西部事務センター開設	
1981年 昭和56年 8月 内国為替(系統内)取り扱い開始	
1984年 昭和59年 1月 労働金庫系統内為替オンラインスタート	
1985年 昭和60年 6月 オンラインキャッシュサービス(ROCS)スタート	
1990年 平成 2年 7月 キャッシュサービス(NICS)開始	
1991年 平成 3年 1月 新オンラインシステムへ移行	
1995年 平成 7年 4月 ろうきん震災復興支援定期「エール30」募集	
1996年 平成 8年 6月 「四国労働金庫合併プロジェクト」発足	
1997年 平成 9年 4月 新キャラクター「ロッキー」登場	
1998年 平成10年 4月 四国労働金庫合併準備室(高松市)設置	
1999年 平成11年 1月 郵便局とCD/ATMオン提携開始 3月 サブキャラクター「ピンキー」の登場 8月 投資信託の窓販開始 12月 全営業店休日(日曜・祝日)自動稼働開始	
2000年 平成12年 3月 デビットカードサービス取り扱い開始 4月 休日ATM手数料無料化(全国一斉) 7月 四国労働金庫合併調印式 12月 郵貯送金サービス開始	
2001年 平成13年 1月 四国労働金庫合併認可申請 四国労働金庫「ミニ本部」設置 3月 四国労働金庫合併認可 4月 四国労働金庫設立 他行自動機利用手数料の還元サービス開始 芸予地震「災害特別融資制度」の制定 9月 高知県西部豪雨「災害特別融資制度」の制定 10月 インターネットバンキング取り扱い開始 高知ローンセンター開設	
2002年 平成14年 4月 第1期中期経営計画スタート 8月 新本店ビル建設着工	
2003年 平成15年 3月 社会貢献活動 第1回助成金交付 日本学生支援機構(旧・育英会)奨学生に対する融資制度取り扱い開始 7月 本店を高松市番町から浜ノ町に移転オープン 10月 高松ローンセンターの開設	
2004年 平成16年 3月 徳島西支店を廃止し、徳島支店と鴨島支店に統合 財形・エース預金電話振替(ZATTS)サービス開始 5月 徳島ローンセンター開設 10月 四国ろうきんCUPバーレーボール大会開催 11月 NPO事業サポートローンの制定	
2005年 平成17年 3月 個人向け国債、窓口販売の取り扱い開始 決済用預金の取り扱い開始 6月 地球温暖化防止に向け5R運動開始 7月 フラット35取り扱い開始 10月 内海支店を内海出張所に変更 大洲支店を廃止し八幡浜支店に統合 11月 小松島支店を廃止し徳島支店に統合 お客様相談センター開設 観音寺支店の移転オープン	
2006年 平成18年 1月 Webお知らせサービス取り扱い開始 4月 投資信託窓口販売を全店で取り扱い開始 メール配信サービス開始 7月 ICカードの取り扱い開始 8月 松山ローンセンター開設	
2007年 平成19年 3月 多重債務者対策本部設置 9月 坂出支店を廃止し、丸亀支店に統合 丸亀支店を瀬戸大橋支店に名称を変更し、ローンセンター併設店として移転オープン 10月 高松東支店を廃止し、本店営業部に統合	
2008年 平成20年 1月 新居浜支店の移転オープン 上限金利特約付住宅ローン「キャップローン」発売 7月 「盜難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し」に対し、原則補償開始 ネットローン発売 モバイルマイプラン(カード不発行型)の発売 宇和島支店の移転オープン 11月 鳴門支店・藍住支店を統合し、徳島北支店を移転オープン 12月 就職安定資金融資制度の取り扱い開始 投資信託「特定口座」の取り扱い開始	
2009年 平成21年 4月 「全国一斉生活応援運動強化月間」「返済計画見直し特別相談会」の実施 全労済の「労金住宅ローン専用火災共済」取り扱い開始 5月 須崎支店の移転オープン 8月 訓練・生活支援資金融資の取り扱い開始 9月 志度支店(旧津田支店)・今治支店の移転オープン 10月 「四国ろうきん生活応援」～暮らし&お金なんでも相談～の実施	
2010年 平成22年 3月 池田支店の移転オープン 4月 全労済の「風水害等給付金付火災共済」(一般火災共済)取り扱い開始 5月 安芸支店の建替オープン	
2011年 平成23年 4月 東日本大震災罹災者への災害救援ローン(無担保)の実施 5月 技能者育成資金融資制度の取り扱い開始 6月 「ナップ得・エコ住宅ローン(無担保)」の発売 震災復興支援定期の取り扱い開始 東日本大震災罹災者への災害救援ローン(有担保)の実施	
2012年 平成24年 3月 鴨島支店の移転オープン 5月 南国支店の移転オープン 8月 四国ろうきん「ピンクリボンプロジェクト」開始 9月 西条支店の移転オープン	
2013年 平成25年 1月 「ナップ得・安心住宅ローン」の発売 4月 徳島北ローンセンター開設	
2014年 平成26年 1月 全国ろうきん新オンラインシステム(アール・ワンシステム)スタート 4月 「R・プラン300,R・プラン500」、「ミックス住宅ローン」の発売 8月 台風11号・12号災害に対する「災害特別融資制度」の適用 9月 ろうきんビジョン策定	
2015年 平成27年 1月 夫婦連生団信の取り扱い開始 8月 高松ローンセンターの新築オーブン 9月 ろうきん教育ローン(カード型)の発売	
2016年 平成28年 2月 LINE@サービス開始 3月 コンビニ等ATM提携拡大(イーネット、ローソン銀行等) 高知東支店の移転オープン 4月 「ナップ得・安心住宅ローン」の再販売開始 平成28年熊本地震に係る「災害救援ローン(無担保)」の実施 12月 モアローン(Webフリー)の発売	
2017年 平成29年 1月 四国ろうきんiDeCo取り扱い開始 2月 iDeCo専用ローン(エール100)の発売 4月 おまとめ専用カードローン「一本太助」の発売 特別金利型住宅ローンの取り扱い開始 6月 借換提案商品「一本太助a」の発売 8月 IB投信取り扱い開始 10月 「たんぽぽ認知症治療保険」の取り扱い開始	
2018年 平成30年 3月 中村支店の建替オープン 4月 「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」開始 7月 平成30年7月豪雨被災者への「災害救援ローン(無担保)」および「災害救援住宅ローン(有担保)」の取り扱い開始	
2019年 令和元年 5月 新元号「令和」スタート 7月 女性活躍推進法に基づく「えるぱし最上位企業」に認定 阿南支店の建替オープン 10月 「ろうきんアブリ」取り扱い開始 「Web完結型マイプラン」取り扱い開始	
2020年 令和 2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者の生活支援に向けた無担保融資の取り扱い開始 社会福祉協議会「緊急小口資金」の取次業務開始(新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援対策) 9月 「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」取り扱い開始	
2021年 令和 3年 2月 三島支店を四国中央支店に名称変更して新築移転オープン 4月 「ろうきん後見制度支援預金」の取り扱い開始 「遺産整理・遺言信託」の取次業務開始 5月 妊活サポートローン「～てとて～」の発売 7月 「リバース60」の発売 8月 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定 9月 観音寺支店の移転オープン	
2022年 令和 4年 6月 松山支店をプランチ・イン・プランチ方式により愛媛支店内で営業開始	

●会員表彰 <2023年6月>

香川地区		※順不同	高知地区	
会員名	営業店		会員名	営業店
生活協同組合コープかがわ	本店営業部		生活協同組合とくしま生協	徳島北支店
香川県学校生活協同組合	〃		ヤマト運輸労働組合徳島支部	〃
高松市職員連合労働組合	〃		阿南支店	宇和島支店
神島化学労働組合	観音寺支店		鴨島支店	西条支店
小豆島中央病院職員労働組合	内海出張所			
ヤマト運輸労働組合香川支部	瀬戸大橋支店			
全労災病院労働組合香川支部	〃			
セトラスグループ労働組合三木支部	志度支店			
徳島地区			愛媛地区	
会員名	営業店		会員名	営業店
徳島県職員労働組合	徳島支店		生活協同組合コープえひめ	愛媛支店
自治労徳島市職員労働組合連合会	〃		伊予鉄労働組合	〃
徳島地区ろうきん友の会池田支部	池田支店		PHC労働組合愛媛地区	〃
徳島県病院局職員労働組合三好病院支部	〃		四国名鉄運輸労働組合	松山支店

JP労組中予支部
住友共同電力労働組合
三木特種製紙労働組合
大西物流株式会社ふれあい会
今治造船労働組合
自治労連西予市職員労働組合

宇和島自動車労働組合
クラレ労働組合西条支部

宇和島支店
西条支店

●キッズマネー教室



〈2022年7月〉瀬戸大橋支店・観音寺支店推進委員会

●住まいづくり応援フェア



〈2022年11月〉高知地区推進委員会

●サポステ労働セミナー



〈2022年12月〉愛媛労福協・新居浜支店・新居浜支店推進委員会



〈2023年2月〉徳島地区推進委員会

事業の概況

● 事業概況等

【事業方針】

令和4年度は第8期中期経営計画の中間年度であり、引き続き「デジタル革命下の経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」を骨子に、10年後の四国ろうきんのあるべき姿を目指す施策に取り組みました。

ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過し不安定な世界情勢が続く中、エネルギーと食料価格の上昇が続き、国内では円安が追い打ちをかける形で41年ぶりの物価上昇率を記録するなど国民生活に影響が広がっています。

また、3年目をむかえた新型コロナウイルス感染症は、いわゆる第8波の感染者数がこれまで最悪となったものの、徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、感染症の分類も季節性インフルエンザと同様の「5類」に変更されることとなりました。未知のウイルス変異に対する懸念はあるものの、今後アフターコロナに向けて社会の動きが加速するものとみられます。

こうした社会環境の中、四国ろうきんでは多くの会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける金融機関であるために、「ろうきんアプリ」や「タブレット端末」の機能強化や「キャッシュレス、QRコード決済」への積極参入などを通じてデジタル化を推進するとともに、「i De Co」の取り組み強化などを進め、独自の強力なブランド力確立に向けた事業を展開してきたところです。

【金融経済環境】

令和4年度は世界的に新型コロナウイルスの脅威が低減し、経済活動の正常化が進みました。また、急速な経済活動の再開に伴い労働力不足による賃金の上昇やエネルギー価格、原材料価格等が上昇し、世界的にインフレ（物価上昇）が進みました。

米国や欧州では歴史的な高インフレへの対応のため、中央銀行による政策金利の引き上げが過去にないペースで実施され、金融引き締めが進んでいます。

一方、日本では日本銀行による金融緩和政策が一部見直されたものの、緩和的な政策が継続しています。この中央銀行の金融政策の違い等により大幅な円安が進み、米ドル円では一時1ドル150円に達しました。

大幅な円安による輸入価格の上昇等により日本国内でも様々な商品の値上げが続いている。エネルギー価格は高止まりし電気料金の値上げも予定されているなど、物価上昇圧力がしばらく続くと予想されます。

【業績】

①預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標6,570億60百万円、増加額目標65億円、増加率目標0.99%に対し、期末残高6,577億46百万円、増加額71億86百万円、増加率1.10%となりました。

②貸出金

貸出金は、期末残高目標4,268億20百万円、増加額目標112億23百万円、増加率目標2.70%に対し、期末残高4,166億30百万円、増加額10億32百万円、増加率0.24%となりました。

③収支状況

収支面では、経常利益9億50百万円の計画に対し9億99百万円となり、計画を48百万円上回り、当期純利益6億97百万円の計画に対し7億30百万円となり、計画を32百万円上回りました。なお、自己資本比率は、10.34%となりました。

【事業の展望および当庫が対処すべき課題】

第8期中期経営計画の最終年度となる令和5年度は、経営計画骨子として「デジタル革命下の経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」を掲げ、I. 経営戦略、II. 営業戦略、III. IT戦略、IV. コンプライアンス・リスク管理戦略、V. 人事戦略、VI. 財務戦略の6項目を重点課題とし引き続き10年後のあるべき姿の実現に取り組みます。

10年後のあるべき姿とは、「お客さまに感動を提供する高付加価値・お役立ち・提案営業」を充実し、勤労者福祉金融機関として理念経営と金融包摶を完遂することで、会員・お客さまに支持され続ける独自の強力なブランド力を確立することです。そのため、変えなければならないものと、変えてはならないものを明確にして、実行計画書として3か年の第8期中期経営計画の実現に取り組み、会員・お客さまに「信頼され」「支持され」「選択され」続ける金融機関を目指します。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン2030」ならびに「四国ろうきんクレド」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

●第22期・貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	2022年度末	2021年度末	科 目	2022年度末	2021年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	5,593	6,522	預金積金	657,286	650,100
預け金	233,513	226,288	当座預金	63	68
買入手形	—	—	普通預金	224,030	211,971
コールローン	—	—	貯蓄預金	611	664
買現先勘定	—	—	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	—	—	別段預金	738	477
買入金銭債権	—	—	納税準備預金	—	—
金銭の信託	—	—	定期預金	431,812	436,887
商品有価証券	—	—	定期積金	—	—
商品国債	—	—	その他の預金	—	—
商品地方債	—	—	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	—	—	借用金	9,400	13,400
その他の商品有価証券	—	—	借入金	9,400	13,400
有価証券	39,165	44,210	当座借越	—	—
国債	16,769	20,808	再割引手形	—	—
地方債	—	—	売渡手形	—	—
短期社債	—	—	コールマネー	—	—
社債	13,817	12,955	売現先勘定	—	—
貸付信託	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
投資信託	2,847	3,792	コマーシャル・ベーバー	—	—
株式	18	18	外国為替	—	—
外国証券	5,712	6,635	外国他店預り	—	—
その他の証券	—	—	外国他店借	—	—
貸出金	416,630	415,597	売渡外国為替	—	—
割引手形	—	—	未払外国為替	—	—
手形貸付	218	303	その他負債	1,269	1,299
証書貸付	401,463	399,356	未決済為替借	27	8
当座貸越	14,947	15,937	未払費用	350	350
外国為替	—	—	給付補償備金	—	—
外国他店預け	—	—	未払法人税等	178	192
外国他店貸	—	—	前受収益	2	4
買入外国為替	—	—	払戻未済金	0	1
取立外国為替	—	—	払戻未済持分	1	0
その他資産	5,882	5,794	先物取引受入証拠金	—	—
未決済為替貸	28	26	先物取引差金勘定	—	—
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400	借入商品債券	—	—
前払費用	18	24	借入有価証券	—	—
未収収益	1,141	1,074	売付商品債券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売付債券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	金融派生商品	—	—
保管有価証券等	—	—	金融商品等受入担保金	—	—
金融派生商品	—	—	リース債務	147	162
金融商品等差入担保金	—	—	資産除去債務	61	61
リース投資資産	—	—	その他の負債	500	519
その他の資産	293	268	代理業務勘定	0	0
有形固定資産	5,339	5,260	賞与引当金	182	180
建物	2,909	3,099	役員賞与引当金	—	—
土地	1,726	1,726	退職給付引当金	1,580	1,612
リース資産	113	123	役員退職慰労引当金	69	57
建設仮勘定	341	—	睡眠預金払戻損失引当金	17	26
その他の有形固定資産	248	312	その他の引当金	—	—
無形固定資産	47	60	特別法上の引当金	—	—
ソフトウェア	30	43	金融商品取引責任準備金	—	—
のれん	—	—	繰延税金負債	—	—
リース資産	—	—	再評価に係る繰延税金負債	105	105
その他の無形固定資産	16	16	債務保証	19	29
前払年金費用	231	156	負債の部合計	670,389	667,271
繰延税金資産	1,053	808	(純資産の部)		
再評価に係る繰延税金資産	—	—	出資金	3,010	3,011
債務保証見返	19	29	普通出資金	3,010	3,011
貸倒引当金	△ 64	△ 214	優先出資金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△ 20)	(△ 100)	優先出資申込証拠金	—	—
			資本剩余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剩余金	—	—
			利益剰余金	35,167	34,616
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	32,150	31,599
			特別積立金	31,115	30,515
			(特別積立金)	(743)	(743)
			(金利変動等準備積立金)	(7,500)	(7,200)
			(機械化積立金)	(7,376)	(7,076)
			(配当準備積立金)	(800)	(800)
			(経営基盤強化積立金)	(8,496)	(8,496)
			(社会貢献活動基金)	(500)	(500)
			(店舗等整備積立金)	(5,700)	(5,700)
			当期末処分剰余金	1,034	1,083
			処分未済持分	—	—
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	38,177	37,627
			その他有価証券評価差額金	△ 1,395	△ 623
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	239	239
			評価・換算差額等合計	△ 1,156	△ 384
			純資産の部合計	37,021	37,242
資産の部合計	707,410	704,514	負債及び純資産の部合計	707,410	704,514

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 15年～50年
その他 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び理数計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1)過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理
(2)理数計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額	
有形固定資産の減価償却累計額	5,303,398 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	－ 千円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	
	206,832 千円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額	
	－ 千円
17. 子会社等の株式総額	10,000 千円
18. 子会社等に対する金銭債権総額	84,634 千円
19. 子会社等に対する金銭債務総額	106,222 千円
20. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額	
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,000,326千円、危険債権額は1,701,995千円です。	
なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。	
21. 三月以上延滞債権額	
債権のうち、三月以上延滞債権額は31,904千円です。	
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌月から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。	
22. 貸出条件緩和債権額	
債権のうち、貸出条件緩和債権額は59,275千円です。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	
23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,793,501千円です。	
なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	
24. 担保に供している資産	
為替決済・当座借替契約および手形借入（9,400,000千円）の担保として預け金41,182,500千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。	
また、その他の資産には、保証金114,106千円が含まれております。	
25. 土地の再評価の方法と差額	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	373,867千円
26. 出資1口当たりの純資産額	12,296円66銭
27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。	
28. 金融商品の状況に関する事項	
(1)金融商品に対する取組方針	当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
(2)金融商品の内容およびそのリスク	当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。 これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格

の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR(バリュー・アット・リスク)を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日(有価証券は20日)、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和5年3月31日現在で当庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,166,915千円です。

なお、当庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストイングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	233,513,392	232,695,396	△81,796
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	299,961	301,170	1,208
その他有価証券(※3)	38,847,112	38,847,112	—
(3)貸出金	416,630,265		
貸倒引当金(※1)	△53,529		
	416,576,735	421,022,462	4,445,727
金融資産計	689,237,202	692,866,141	3,628,939
(1)預金積金	657,286,259	657,332,844	46,585
(2)借用金(※2)	9,400,000	9,400,000	—
金融負債計	666,686,259	666,732,844	46,585

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 借用金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日)第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にに基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30.から34.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間にに基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しております。当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※)	10,000
関連法人等株式	—
非上場株式(※)	8,200
組合出資金	—
労働金庫連合会出資金	4,400,000
合計	4,418,200

(※)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	122,592,992	106,920,400	1,000,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,220,000	6,240,000	8,500,000	22,100,000
貸出金(※)	26,451,141	85,517,174	86,817,933	215,046,179
合計	150,564,134	198,677,574	96,317,933	240,146,179

(※)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	443,443,746	210,045,651	3,796,861	—
借用金	4,400,000	5,000,000	—	—
合計	447,843,746	215,045,651	3,796,861	—

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています(以下34.まで同様)。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	299,961	301,170	1,208
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	299,961	301,170	1,208
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		299,961	301,170	1,208

(2)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	3,028,180	3,019,914	8,265
	国債	120,840	119,982	857
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,907,340	2,899,931	7,408
	その他	3,222,099	2,984,207	237,892
小計		6,250,279	6,004,122	246,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	27,258,550	29,140,171	△ 1,881,621
	国債	16,348,350	17,935,934	△ 1,587,584
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,910,200	11,204,237	△ 294,037
	その他	5,338,282	5,641,301	△ 303,018
小計		32,596,832	34,781,473	△ 2,184,640
合 計		38,847,112	40,785,595	△ 1,938,482

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,563,596	—	△ 340,767
国債	1,563,596	—	△ 340,767
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,438,378	170,798	—
合 計	3,001,974	170,798	△ 340,767

33. 保有目的を変更した有価証券
当期中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券
当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

35. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は78,133,197千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が37,769,898千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,363,298千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	442,413
固定資産の減損損失	55,957
賞与引当金	51,067
その他有価証券評価損	611,699
その他	58,973
繰延税金資産小計	1,220,111
評価性引当額	△ 33,336
繰延税金資産合計	1,186,774
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	68,924
前払年金費用	64,741
繰延税金負債合計	133,665
繰延税金資産の純額	1,053,109

37. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	— 千円
顧客との契約から生じた債権	31,035 千円
契約負債	169 千円

38. 会計方針の変更

（「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 改正令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる影響はありません。



●第22期・損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	2022年度	2021年度	科 目	2022年度	2021年度
経常収益	8,632	8,510	その他業務費用	518	56
資金運用収益	7,369	7,371	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	6,041	6,199	商品有価証券売買損	—	—
預け金利息	615	587	国債等債券売却損	340	10
買入手形利息	—	—	国債等債券償還損	174	35
コールローン利息	—	—	国債等債券償却	—	—
買現先利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	その他の業務費用	3	10
有価証券利息配当金	331	366	経費	5,611	5,848
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	3,155	3,206
その他の受入利息	381	218	物件費	2,253	2,442
役務取引等収益	793	831	税金	202	198
受入為替手数料	86	92	その他経常費用	10	29
その他の役務収益	707	739	貸倒引当金繰入額	—	—
その他業務収益	314	283	貸出金償却	—	0
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	—	18
商品有価証券売買益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	170	54	金銭の信託運用損	—	—
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	3	2
金融派生商品収益	—	—	退職手当金	0	0
その他の業務収益	144	229	その他の経常費用	7	8
その他経常収益	154	23	経常利益	999	1,088
貸倒引当金戻入益	150	15	特別利益	—	—
償却債権取立益	1	0	固定資産処分益	—	—
株式等売却益	—	—	負ののれん発生益	—	—
金銭の信託運用益	—	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の経常収益	2	7	その他の特別利益	—	—
経常費用	7,633	7,421	特別損失	8	51
資金調達費用	171	189	固定資産処分損	8	11
預金利息	170	188	減損損失	—	40
給付補填備金繰入額	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0	その他の特別損失	—	—
借用金利息	0	0	税引前当期純利益	990	1,036
売渡手形利息	—	—	法人税、住民税及び事業税	204	218
コールマネー利息	—	—	法人税等調整額	55	44
売現先利息	—	—	法人税等合計	259	262
債券貸借取引支払利息	—	—	当期純利益	730	774
コマーシャルペーパー利息	—	—	繰越金(当期首残高)	304	309
金利スワップ支払利息	—	—	土地再評価差額金取崩額	—	—
その他の支払利息	1	1	当期末処分剰余金	1,034	1,083
役務取引等費用	1,322	1,297			
支払為替手数料	380	364			
その他の役務費用	941	932			

損益計算書の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 9,603千円
子会社との取引による費用総額 217,204千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 242円66銭

- 顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●**剩余金処分計算書**

(単位:百万円)

科 目	2022年度 (総会承認日2023年6月26日)	2021年度 (総会承認日2022年6月24日)
当期末処分剰余金	1,034	1,083
剰余金処分額	780	779
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	60	59
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	600	600
繰越金（当期末残高）	254	304

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、2023年5月23日に監事の監査を受けております。また、同年6月26日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上であること並びに定款の定めにより、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けることが義務づけられており、「会計監査人の監査」を2023年5月19日に受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月27日

四国労働金庫

理事長 杉 本 宗 之



主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
経常収益	8,632	8,510	8,939	9,365	9,269
経常利益	999	1,088	1,060	1,311	1,024
当期純利益	730	774	769	992	746
純資産額	37,021	37,242	37,319	36,624	36,084
総資産額	707,410	704,514	698,220	671,767	664,368
預金積金残高	657,286	650,100	636,156	609,571	601,312
貸出金残高	416,630	415,597	409,815	404,388	390,437
有価証券残高	39,165	44,210	41,955	30,451	31,789
出資総額	3,010	3,011	3,012	3,014	3,014
出資総口数(口)	3,010,700	3,011,048	3,012,416	3,014,173	3,014,404
出資に対する配当金	60	59	60	60	60
職員数(人)	425	435	451	456	454
単体自己資本比率(%)	10.34	10.38	10.39	10.49	10.64

1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

3. 職員数については、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2022年度	2021年度
業務粗利益	6,466	6,943
業務粗利益率	0.92	0.99
業務純益	864	1,105
実質業務純益	864	1,105
コア業務純益	1,208	1,097
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,208	1,097
資金運用収支	7,197	7,181
役務取引等収支	△ 528	△ 465
その他業務収支	△ 203	227
資金運用勘定平均残高	699,182	697,795
資金運用収益(受取利息)	7,369	7,371
資金運用収益増減(△)額	△ 1	△ 243
資金運用利回り	1.05	1.05
資金調達勘定平均残高	671,328	671,053
資金調達費用(支払利息)	171	189
資金調達費用増減(△)額	△ 18	△ 39
資金調達利回り	0.02	0.02
資金調達原価率	0.85	0.89
総資金利鞘	0.20	0.16
総資産経常利益率	0.14	0.15
総資産当期純利益率	0.10	0.10
総資産業務純益率	0.12	0.15
純資産経常利益率	2.71	2.93
純資産当期純利益率	1.98	2.08
純資産業務純益率	2.34	2.98

1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したものの、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時の経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純) 利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返) 平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純) 利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く) 期末残高}} \times 100$$

会員・出資金の状況

●純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
純資産	37,021	37,242
出資金	3,010	3,011
普通出資金	3,010	3,011
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	35,167	34,616
会員勘定合計	38,177	37,627
土地再評価差額金	239	239
その他有価証券評価差額金	△ 1,395	△ 623
評価・換算差額等合計	△ 1,156	△ 384

●大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.50
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.56
3	(財)徳島県労働者福祉ネットワーク	71,641	2.37
4	徳島県職員労働組合	70,872	2.35
5	帝人労働組合 松山支部	50,795	1.68
6	高知県職員連合労働組合	44,491	1.47
7	大王製紙労働組合	39,987	1.32
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,975	1.16
10	JAM井関農機労働組合松山支部	34,024	1.13
	2023年3月末 出資金残高	3,010,700	—

●会員数内訳

(単位:千円、%)

項目	2022年度末			2021年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,989	3,002,424	99.72	2,005	3,002,352	99.71
民間労働組合	1,020	1,538,883	51.11	1,016	1,534,652	50.96
民間以外の労働組合及び公務員の団体	382	1,075,843	35.73	385	1,073,293	35.64
消費生活協同組合及び同連合会	66	132,733	4.40	66	132,733	4.40
その他の団体	521	254,965	8.46	538	261,674	8.69
個人会員	971	8,276	0.27	1,118	8,696	0.28
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,960	3,010,700	100.00	3,123	3,011,048	100.00

1. 優先出資金の残高はありません。

●出資配当等

項目	2022年度(総会承認日2023年6月26日)	2021年度(総会承認日2022年6月24日)
出資配当 (配当率)	60,123千円 (年2.0%の割合)	59,987千円 (年2.0%の割合)
利用配当	119,997千円	119,997千円
配当負担率	17.40%	16.60%

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

預金に関する指標

●預金科目別残高

(単位:百万円)

項目	2022年度末			2021年度末		
	個人預金	法人		個人預金	法人	
		公金預金	金融機関預金		公金預金	金融機関預金
当座預金	—	—	2	61	—	—
普通預金	197,441	267	5	26,316	186,007	337
貯蓄預金	611	—	—	—	664	—
通知預金	—	—	—	30	—	—
別段預金	5	266	5	460	5	285
納税準備預金	—	—	—	—	—	—
定期預金	381,402	7,060	9,551	33,797	387,879	6,526
定期積金	—	—	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—	—	—
合計	579,460	7,594	9,564	60,666	574,556	7,149
						7,652
						60,740

●預金種類別内訳(平均残高) (単位:百万円)

項目	2022年度	2021年度
流動性預金	222,400	207,959
定期性預金	438,396	440,944
譲渡性預金	460	460
その他の預金	—	—
合計	661,256	649,363

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
固定金利定期預金	431,737	436,806
変動金利定期預金	74	81
その他の	—	—
合計	431,812	436,887



●預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2022年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	556,631	84.68	550,510	84.68
民間労働組合	189,152	28.77	185,713	28.56
民間以外の労働組合及び公務員の団体	185,004	28.14	184,081	28.31
消費生活協同組合及び同連合会	14,423	2.19	13,685	2.10
その他の団体 (うち間接構成員)	168,051 (509,775)	25.56 (77.55)	167,029 (503,264)	25.69 (77.41)
個人会員	165	0.02	148	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	7,757	1.18	7,311	1.12
一般員外 (a)	92,731	14.10	92,129	14.17
合計	657,286	100.00	650,100	100.00

当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
一般員外譲渡性預金(b)	—	—
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	92,731	92,129
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	657,746	650,560
一般員外預金比率(c)/(d)×100	14.09%	14.16%

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上であること並びに定款の定めにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

●財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

項目	2022年度末		2021年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	83,149	12.64	83,529	12.83
財形年金	36,201	5.50	37,276	5.72
財形住宅	6,522	0.99	7,017	1.07
合計	125,873	19.13	127,823	19.64

1. 2022年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め657,746で計算しています。

●内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2022年度	2021年度
送金・振込	各地へ向けた分	475,100	441,194
	各地より受けた分	1,179,188	1,113,007
代金取立	各地へ向けた分	26	56
	各地より受けた分	1	4
合計	各地へ向けた分	475,126	441,250
	各地より受けた分	1,179,189	1,113,011

貸出金等に関する指標

●貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

- (1) 小口員外貸出 「個人」
- (2) 間接構成員等であった者 「個人」
- (3) 独立行政法人 事業に応じて類別
- (4) PFI選定業者 事業に応じて類別
- (5) 地方公共団体 「地方公共団体」
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 「金融業・保険業」
- (7) 地方公社等
 - ①土地開発公社 「不動産業」
 - ②地方道路公社 「運輸業」
 - ③公益社団法人及び公益財団法人 事業に応じて類別
 - ④医療法人 「医療・福祉」
 - ⑤社会福祉法人 「医療・福祉」、その他事業に応じて類別
 - ⑥その他 事業に応じて類別

(単位:百万円、%)

項目	2022年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	110,918	26.62	111,670	26.86
民間以外の労働組合及び公務員の団体	42,728	10.25	44,741	10.76
消費生活協同組合及び同連合会	154,189	37.00	142,390	34.26
その他の団体	99,571	23.89	106,848	25.70
《間接構成員》	《407,038》	《97.69》	《405,051》	《97.46》
個人会員	19	0.00	23	0.00
会員等計	407,427	97.79	405,674	97.61
預金積金担保貸出	89	0.02	102	0.02
その他	9,112	2.18	9,820	2.36
	()表示はその他を100とする	(100.00)	()表示はその他を100とする	(100.00)
業種別内訳	製造業	—	(—)	(—)
	農業・林業	—	(—)	(—)
	漁業	—	(—)	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	(—)
	建設業	—	(—)	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	(—)
	情報通信業	—	(—)	(—)
	運輸業、郵便業	—	(—)	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	(—)
	医療・福祉	—	(—)	(—)
	サービス業	—	(—)	(—)
	国・地方公共団体	4,842	(53.13)	5,554
	個人	4,127	(45.29)	4,106
	その他	143	(1.56)	159
会員外計	9,202	2.20	9,923	2.38
合計	416,630	100.00	415,597	100.00

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他の	—	—
小計	—	—
保証信用	19	24
合計	19	29

●貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
手形貸付	213	238
証書貸付	400,117	395,940
当座貸越	15,800	16,502
割引手形	—	—
合計	416,131	412,681

●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項目	2022年度末		2021年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
貸金手当対策資金	—	—	—	—	
生活資金	46,493	11.15	47,007	11.31	
	カードローン	12,056	2.89	12,773	3.07
	教育ローン	10,561	2.53	10,375	2.49
	その他	23,875	5.73	23,859	5.74
福利共済資金	運営資金	4,586	1.10	5,312	1.27
	設備資金	440	0.10	526	0.12
生協資金	運営資金	—	—	50	0.01
	設備資金	—	—	—	—
住宅資金	一般住宅資金	364,781	87.55	362,275	87.16
	住宅事業資金	328	0.07	424	0.10
合計	416,630	100.00	415,597	100.00	

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
固定金利貸出金	96,580	104,085
変動金利貸出金	320,050	311,512
合計	416,630	415,597

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

●貸出金担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
当金庫預金積金	745	812
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,924	3,477
その他の	—	—
小計	3,669	4,290
保証信用	408,102	405,652
	4,858	5,654
合計	416,630	415,597

●預貸率

(単位:%)

項目	2022年度	2021年度
預貸率(期末値)	63.34	63.88
預貸率(期中平均値)	62.93	63.55

●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
預金残高	24,360	24,094
貸出金残高	15,430	15,392

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
預金残高	1,455	1,396
貸出金残高	921	891

1. 役職員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2022年度末	16,769	—	420	—	16,348
	2021年度末	20,808	—	1,399	421	18,987
地 方 債	2022年度末	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—
短 期 社 債	2022年度末	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—
社 債	2022年度末	13,817	—	700	4,395	7,315
	2021年度末	12,955	—	1,604	4,209	5,657
貸 付 信 託	2022年度末	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2022年度末	2,847	2,847	—	—	—
	2021年度末	3,792	3,792	—	—	—
株 式	2022年度末	18	18	—	—	—
	2021年度末	18	18	—	—	—
外 国 証 券	2022年度末	5,712	—	400	1,836	977
	2021年度末	6,635	—	316	2,743	982
その他の証券	2022年度末	—	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—	—
合 計	2022年度末	39,165	2,866	1,521	6,231	8,292
	2021年度末	44,210	3,811	3,320	7,374	6,640
						20,253
						23,064

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2022年度		2021年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	20,695	46.52	18,335	42.70
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	13,914	31.28	13,485	31.41
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	3,596	8.08	3,983	9.27
株 式	18	0.04	18	0.04
外 国 証 券	6,257	14.06	7,110	16.56
その他の証券	—	—	—	—
合 計	44,482	100.00	42,934	100.00

社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

●預証率

(単位: %)

項目	2022年度	2021年度
預証率(期末値)	5.95	6.79
預証率(期中平均値)	6.72	6.61

●公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2022年度	2021年度
国債	2,459,790	1,584,000

●投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2022年度	2021年度
投資信託	687,458	560,216



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにご利用いただき、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計

に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については貸借対照表注記（52頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2023年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項目	2022年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	2022年度末			2021年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	299	301	1	1,699	1,711
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	299	301	1	1,699	1,711
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
合 計		299	301	1	1,699	1,711
						12

1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、次頁5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

項目		2022年度末			2021年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	3,028	3,019	8	5,143	5,120	23
	国債	120	119	0	121	119	1
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,907	2,899	7	5,022	5,000	21
	その他	3,222	2,984	237	4,642	4,332	310
小計		6,250	6,004	246	9,786	9,453	333
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	27,258	29,140	△ 1,881	26,919	27,843	△ 923
	国債	16,348	17,935	△ 1,587	18,987	19,837	△ 850
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,910	11,204	△ 294	7,932	8,006	△ 73
	その他	5,338	5,641	△ 303	5,785	6,062	△ 276
小計		32,596	34,781	△ 2,184	32,705	33,906	△ 1,200
合計		38,847	40,785	△ 1,938	42,492	43,359	△ 866

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公團債、金融債、事業債が含まれています。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金の 主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	8	8
組合出資金	—	—
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400
合計	4,418	4,418



金銭の信託の時価情報

●金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

項目	2022年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	—	—	—	—

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

- (1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「先物取引」「先渡取引」とは

もとになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指標について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」

を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

(1) 単体自己資本比率(国内基準)

(単位: %)	
2022年度末	2021年度末
10.34	10.38

当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関に

は国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)ーコア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)十オペレーション・リスク相当額} \times 12.5 \text{ (注4)}}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオーバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連エクスポート・ジャーナーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注1) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーション・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注2)を採用しています。

(注2) 基礎的手法……粗利益（直近3年の平均値）の15%をオペレーション・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.34%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,997	37,447
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,010	3,011
うち、利益剰余金の額	35,167	34,616
うち、外部流出予定額(△)	△ 180	△ 179
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	44	114
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	44	114
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	31
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,057	37,592
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	47	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47	60
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	166	113
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	213	173
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	37,843	37,419
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	352,518	346,691
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	344	344
うち、他の金融機関等向けエクスポートージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	344	344
オフ・バランス取引項目	19	29
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—

項目	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,125	13,618
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	365,643	360,309
自己資本比率		
自己資本比率((八)/(二))	10.34	10.38



■ (参考) 自己資本比率に関連する用語 ■

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積の永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剩余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剩余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剩余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剩余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剩余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剩余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剩余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剩余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剩余金」から構成されてい

ます。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剩余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動等準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剩余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剩余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当てるものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金の三種類を引き当てるています。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができます。自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあ

ることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポート」とは

証券化取引に係るエクスポートのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。



(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

①自己資本調達手段の概要

2022年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,010百万円

②自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2022年度末)		前期末 (2021年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	352,518	14,100	346,691	13,867
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)	352,060	14,082	346,225	13,849
ソブリン向け(注4)	0	0	0	0
金融機関向け	48,312	1,932	46,865	1,874
事業法人等向け	7,966	318	7,479	299
中小企業等・個人向け	257,184	10,287	250,595	10,023
抵当権付住宅ローン	23,716	948	26,089	1,043
不動産取得等事業向け	1,630	65	1,977	79
延滞債権(注5)	194	7	110	4
その他(注6)	13,055	522	13,107	524
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(注7)	113	4	121	4
ルック・スルー方式(注8)	113	4	121	4
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	344	13	344	13
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注9)	—	—	—	—
中央清算機関連エクスポージャー(注10)	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク(注11) (B)	13,125	525	13,618	544
リスク・アセット、総所要自己資本額 (C) (A)+(B)	365,643	14,625	360,309	14,412

注1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

注2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

注3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

注4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

注5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。

注7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもの

のリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。

注8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポートの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

注9. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。

注10. 「中央清算機関連エクスポート」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポートのことです、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

注11. オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーションル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2022年度末の当金庫の自己資本比率は10.34%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーションル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く)

①信用リスクに関するエクスポートの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位:百万円)

エクスポート区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポート (注3)	
	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
国内	722,271	716,956	436,831	436,083	32,460	34,663	1,182	1,182	251,798	245,028	133	77
国外	5,858	6,633	-	-	-	-	-	-	5,858	6,633	-	-
合計	728,129	723,590	436,831	436,083	32,460	34,663	1,182	1,182	257,656	251,661	133	77

業種別

(単位:百万円)

業種区分	エクspo ジヤー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクス ポージャー (注3)	
		2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
製造業	5,146	5,035	—	—	4,600	3,900	—	—	546	1,135	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	200	200	—	—	200	200	—	—	0	0	—	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,804	2,403	—	—	2,399	1,999	—	—	404	403	—	—	—
情報通信業	601	585	—	—	600	500	—	—	1	84	—	—	—
運輸業、郵便業	1,901	1,801	—	—	1,900	1,800	—	—	1	1	—	—	—
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	700	800	—	—	700	800	—	—	0	0	—	—	—
金融業・保険業	251,009	243,518	—	—	2,004	1,905	—	—	249,005	241,612	—	—	—
不動産業、 物品賃貸業	1,854	2,202	338	486	1,400	1,600	—	—	115	115	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	304	304	—	—	300	300	—	—	4	4	—	—	—
国・地方 公共団体	23,224	27,240	4,842	5,554	18,355	21,656	—	—	25	29	—	—	—
個人	431,744	430,026	431,441	429,713	—	—	—	—	303	312	133	77	—
その他	8,637	9,470	208	328	—	—	1,182	1,182	7,247	7,960	—	—	—
合計	728,129	723,590	436,831	436,083	32,460	34,663	1,182	1,182	257,656	251,661	133	77	—

残存期間別

(単位:百万円)

期間区分	エクspo ジヤー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
期間の定めのないもの	52,157	52,624	22,998	23,724	—	—	—	1,182	1,182	27,976	27,717	—	—
1年以下	140,886	153,919	26,451	27,515	1,119	3,000	—	—	—	113,315	123,404	—	—
1年超3年以下	80,245	73,249	45,120	45,136	3,404	3,420	—	—	—	31,720	24,693	—	—
3年超5年以下	118,441	103,751	40,396	40,599	1,000	1,205	—	—	—	77,044	61,946	—	—
5年超7年以下	40,838	45,878	36,938	35,878	3,300	1,600	—	—	—	600	8,400	—	—
7年超10年以下	54,479	55,233	49,879	50,733	4,200	4,100	—	—	—	400	400	—	—
10年超	241,082	238,932	215,046	212,495	19,435	21,337	—	—	—	6,600	5,100	—	—
合計	728,129	723,590	436,831	436,083	32,460	34,663	1,182	1,182	257,656	251,661	133	77	—

注1. エクspo
ジヤー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

注2. エクspo
ジヤー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。

注3. エクspo
ジヤー区分の「延滞エクspo
ジヤー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している
エクspo
ジヤーのことです。

注4. CVAリスク相当額および中央清算機関連エクspo
ジヤーは含まれておりません。

注5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspo
ジヤー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度
期首残高	114	118	100	111	214	230
当期増加額	44	114	20	100	64	214
当期減少額	目的使用	—	—	—	—	—
	その他	114	118	100	111	214
期末残高	44	114	20	100	64	214

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
					目的使用		その他						
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	9	12	—	—	—	—	1	2	7	9	—	—	
その他	91	99	—	—	—	—	78	8	12	91	—	—	
合計	100	111	—	—	—	—	80	11	20	100	—	—	

1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2022年度末			2021年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	49,734	49,734	—	55,020	55,020
10%	—	1	1	—	1	1
20%	226,709	10,916	237,625	221,165	10,019	231,184
35%	—	67,764	67,764	—	74,544	74,544
50%	13,664	0	13,664	12,245	0	12,245
75%	—	342,918	342,918	—	334,133	334,133
100%	1,703	12,562	14,265	1,725	12,903	14,629
150%	—	120	120	—	65	65
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	2,035	2,035	—	1,764	1,764
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	242,076	486,053	728,129	235,136	488,453	723,590

1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

4. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は含まれておりません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的に

ALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定期的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポートの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	745	813	—	—	—	—
ソブリン等公共機関向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	745	813	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定規程」に基づき適

切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

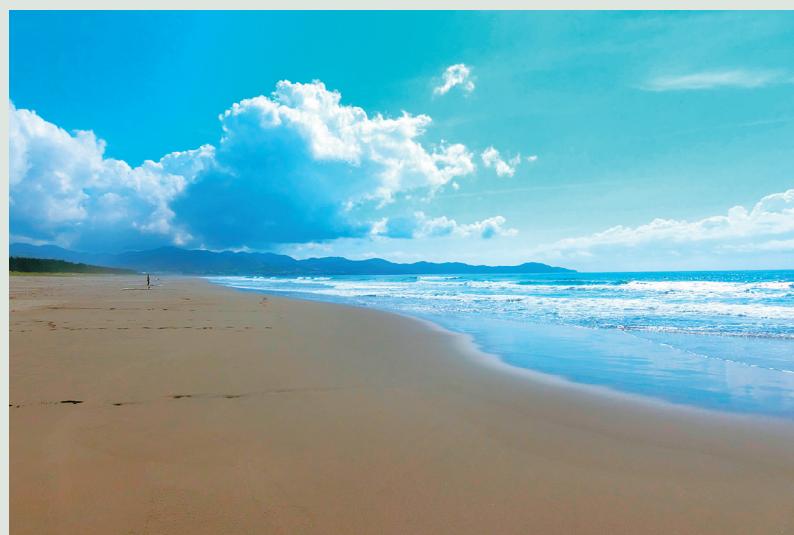
(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

項目	2022年度末			2021年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 与信相当額は、カレント・エクスボージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
3. 当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。



(7)証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

②投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。



(8)出資等エクスポートに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2022年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	18	18	18	18
その他	5,775	5,775	5,749	5,749
合計	5,793	5,793	5,767	5,767

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートは含んでいません。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4. 当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

②出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2021年度
売却益	—	—
売却損	—	18
償却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートの売却および償却に伴う損益は含んでいません。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度末	2021年度末
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポートは含んでいません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度末	2021年度末
評価損益	—	—

■出資等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期

的にALM委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)		
	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	1,598	2,599

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)		
	2022年度末	2021年度末
VaR	5,166	3,103

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,017	10,772	186	31
2	下方パラレルシフト	0	0	406	392
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,017	10,772	406	392
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		37,843		37,419	

1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはV a R計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会および常務会で協議しています。さらに、

金利リスクについてはV a Rのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である $\Delta E V E$ 及び金利収益の変動額である $\Delta N I I$ を計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

V a Rによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ を四半期ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金利リスクの算定手法の概要■

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 、 $\Delta N I I$ 及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2023年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.111年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

(4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した $\Delta E V E$ が正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約につ

いては、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の $\Delta E V E$ （上方パラレルシフト）は10,017百万円（前期末比△755百万円）となり、超長期国債の売却等により減少しています。また、当期末の $\Delta N I I$ （下方パラレルシフト）は406百万円（前期末比+14百万円）となり、労金連定期預け金（一般・1年）の金利上昇等により増加しています。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

$\Delta E V E$ の計測値は、自己資本対比で26.472%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っておりますが、「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係等の追加分析を行った結果、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

V a Rは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

（11）オペレーション・リスクに関する事項

■オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、オペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーション・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する「統合的リスク管理・運営方針」のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オ

ペレーションリスク管理規程」を制定しています。

オペレーション・リスクの管理にあたっては、統括部署である総務リスク統括部がオペレーション・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算出しています。

労働金庫法に基づく開示債権及び 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2023年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2022年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 合計(A)	2,794	2,681
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,000	1,216
危険債権	1,702	1,378
要管理債権	91	87
うち、三月以上延滞債権	32	25
うち、貸出条件緩和債権	59	62
保全額(B)	2,774	2,650
担保・保証等による回収見込み額	2,754	2,547
貸倒引当金	19	103
保全率(B)／(A)(%)	99.30%	98.84%
正常債権(C)	414,167	413,266
総与信残高(D)=(A)+(C)	416,960	415,948
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率(A)／(D)(%)	0.67%	0.64%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。
3. %表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第3位を四捨五入しています。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

2. 「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

3. 「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

4. 「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

5. 「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

6. 「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことと、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

8. 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことと、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

A. 資産査定の債務者区分			B. 労金の償却・				
区分単位	債務者単位（償却前）	対象債権	区分単位	債務者単位	対象債権	債務者区分	分
定義	労働金庫の資産査定規程		定義		処理基準		
債務者区分		2023年3月末					
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	253	破綻先		IV分類		
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	747	実質破綻先		III分類		
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,701	破綻懸念先		IV分類		
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	2,960	要注意先	要管理債権	II分類		
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	406,454	正常先	要管理債権以外 (注4)	非分類		
その他	国および地方公共団体に対する債権 および被管理金融機関に対する債権	4,842	その他	要管理先以外の 要注意先	II分類		
					非分類		

注1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

注2. 債却・引当基準と金融再生法の差は、直接債却額分です。

注3. 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

注4. 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(単位:百万円)

引当基準		C. 債権の区分 (労働金庫法及び金融再生法に基づく開示)		
(償却前)		区分単位		債務者単位 (償却後)
未収利息、債務保証見返、仮払金)		対象債権		総与信
労働金庫の資産査定規程		定義		金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条
類	2023年3月末	債権区分		2023年3月末
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	0	(注2)		253
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0	破産更生債権及びこれらに準する債権		
	253			
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	10	(注2)		747
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	2	破産更生債権及びこれらに準する債権		
	734			計 1,000
必要額 (予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。) を個別貸倒引当金に繰入れる。	4	危険債権		1,701
	1,697			
予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	91	要管理債権 (債権単位)	三月以上延滞債権	31
			貸出条件緩和債権	59
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	2,869	正常債権 (注3)		414,166
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	406,454			
引当は行わない。(注1)	4,842			



連 結 情 報

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

四国ろうきん

(株)四国労金サービス

・従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

(株) 四国労金サービス

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1990年2月に営業を開始しました。2022年度年間売上高は、228百万円となりました。

●金庫の子会社等に関する事項

名称	株式会社四国労金サービス
主たる営業所又は事務所の所在地	愛媛県松山市二番町4丁目5-2
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	1990年2月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	—

●金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と(株)四国労金サービスを連結した結果、連結剰余金は352億円となりました。

また、出資金は当金庫の上記連結対象子会社等への出資に、連結に伴う調整消去を加え、30億10百万円となりました。純資産は前年同期より2億34百万円減少して、370億89百万円（増加率△0.62%）となりました。

預 金

当金庫の上記連結子会社等からの預金積金は93百万円で、連結に伴う調整消去後の期末残高は6,571億92百万円（増加率1.10%）となりました。

貸出金

2022年度は、上記連結対象子会社等への貸出金83百万円に連結に伴う調整消去を加えた結果、前年同期より10億46百万円増加して、4,165億円（増加率0.25%）となりました。

損 益

2022年度の経常収益は、86億31百万円（前期比1億30百万円増、1.53%増）となり、経常費用は、76億43百万円（前期比2億18百万円増、2.93%増）となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は44百万円減少し、7億17百万円となりました。

●金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
経 常 収 益	8,631	8,501	8,937	9,361	9,265
経 常 利 益	988	1,076	1,058	1,305	1,027
親会社株主に帰属する当期純利益	717	761	764	983	746
純 資 産 額	37,089	37,324	37,413	36,723	36,192
総 資 産 額	707,397	704,512	698,155	671,712	664,321
連結自己資本比率	10.36%	10.40%	10.41%	10.52%	10.67%

1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

項目	2022年度末	2021年度末
(資産の部)		
現金及び預け金	239,106	232,810
コールローン及び買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	39,155	44,200
貸出金	416,546	415,500
外国為替	—	—
その他資産	5,883	5,795
有形固定資産	5,417	5,355
建物	3,142	3,342
土地	1,521	1,521
リース資産	113	123
建設仮勘定	341	—
その他の有形固定資産	298	367
無形固定資産	47	60
ソフトウェア	30	43
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	16	16
退職給付に係る資産	231	156
繰延税金資産	1,053	808
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	19	29
貸倒引当金	△ 62	△ 205
その他の引当金	—	—
資産の部合計	707,397	704,512

項目	2022年度末	2021年度末
(負債の部)		
預金積金	657,192	650,008
譲渡性預金	460	460
借用金	9,400	13,400
コールマネー及び売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	1,272	1,301
代理業務勘定	0	0
賞与引当金	189	185
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	1,580	1,612
役員退職慰労引当金	71	57
その他の引当金	17	26
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	105	105
債務保証	19	29
負債の部合計	670,307	667,187
(純資産の部)		
出資金	3,010	3,011
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	35,235	34,698
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	38,245	37,709
その他有価証券評価差額金	△ 1,395	△ 623
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	239	239
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△ 1,156	△ 384
新株予約権	—	—
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	37,089	37,324
負債及び純資産の部合計	707,397	704,512

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(先却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令

和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 5395,350 千円
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円

15. 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,000,326千円、危険債権額は1,701,995千円です。

なお、債権は、連結貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸賃貸借契約によるものに限る。)です。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

16. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は31,904千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

17. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額は59,275千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

18. 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,793,501千円です。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
(表示方法の変更)

15.から18.について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」(令和2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

19. 担保に供している資産

為替決済・当座借越契約および手形借入(9,400,000千円)の担保として預け金41,182,500千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。

また、その他の資産には、保証金は114,106千円が含まれております。

20. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格(路線価方式)に合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
373,867千円

21. 出資1口当たりの純資産額

12,319円25銭

22. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権額

123,070千円

23. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務額

- 千円

24. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(又は出資金)を除く)

- 千円

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他の目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫グループは、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,165,482千円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しております、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1)預け金	233,513,392	232,695,396	△817,996
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	299,961	301,170	1,208
その他有価証券（*3）	38,847,112	38,847,112	—
(3)貸出金	416,546,503		
貸倒引当金（*1）	△51,984		
	416,494,518	420,910,913	4,416,394
金融資産計	689,154,985	692,754,592	3,599,606
(1)預金積金	657,192,531	657,239,116	46,584
(2)借用金（*2）	9,400,000	9,400,000	—
金融負債計	666,592,531	666,639,116	46,584

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）借用金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*3）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にに基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示さ

れた価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26. から31. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*）	8,200
組合出資金	—
労働金庫連合会出資金	4,400,000
合計	4,408,200

（*）非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	122,592,992	106,920,400	1,000,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,220,000	6,240,000	8,500,000	22,100,000
貸出金（*）	26,451,141	85,517,174	86,817,933	214,962,417
合計	150,564,134	198,677,574	96,817,933	240,062,417

（*）貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	443,350,019	210,045,651	3,796,861	—
借用金	4,400,000	5,000,000	—	—
合計	447,750,019	215,045,651	3,796,861	—

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下31.まで同様）。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	299,961	301,170	1,208
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	299,961	301,170	1,208
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		299,961	301,170	1,208

(2)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	3,028,180	3,019,914	8,265
	国債	120,840	119,982	857
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,907,340	2,899,931	7,408
	その他	3,222,099	2,984,207	237,892
小計		6,250,279	6,004,122	246,157
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	27,258,550	29,140,171	△ 1,881,621
	国債	16,348,350	17,935,934	△ 1,587,584
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,910,200	11,204,237	△ 294,037
	その他	5,338,282	5,641,301	△ 303,018
小計		32,596,832	34,781,473	△ 2,184,640
合 計		38,847,112	40,785,595	△ 1,938,482

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,563,596	—	△ 340,767
国債	1,563,596	—	△ 340,767
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,438,378	170,798	—
合 計	3,001,974	170,798	△ 340,767

30. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

31. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

32. 賃貸等不動産の状況に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

33. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は78,133,197千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が37,769,898千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫（並びに連結される子会社及び子法人等）の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これ

らの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫（並びに連結される子会社及び子法人等）が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,363,298千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

34. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりです。

(単位:千円)

退職給付債務	△ 4,594,498
年金資産（時価）	3,461,949
未積立退職給付債務	△ 1,132,549
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△ 177,248
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 39,030
連結貸借対照表計上額の純額	△ 1,348,828
退職給付に係る資産	△ 231,218
退職給付に係る負債	△ 1,580,046

35. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	- 千円
顧客との契約から生じた債権	31,035千円
契約負債	169千円

36. 会計方針の変更

（「時価の算定に関する会計基準」の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 改正令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる影響はありません。



●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2022年度	2021年度
経常収益	8,631	8,501
資金運用収益	7,367	7,368
貸出金利息	6,039	6,196
預け金利息	615	587
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	331	366
その他の受入利息	381	218
役務取引等収益	826	861
その他業務収益	286	254
その他経常収益	152	16
貸倒引当金戻入益	142	3
償却債権取立益	1	0
その他の経常収益	7	13
経常費用	7,643	7,425
資金調達費用	171	189
預金利息	170	188
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0
借用金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	1,322	1,297
その他業務費用	525	63
経費	5,605	5,839
その他経常費用	18	34
貸倒引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	18	34
経常利益	988	1,076
特別利益	0	2
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	0	2
特別損失	10	52
固定資産処分損	8	11
減損損失	—	40
その他の特別損失	1	0
税金等調整前当期純利益	979	1,026
法人税、住民税及び事業税	206	220
法人税等調整額	55	44
法人税等合計	261	264
当期純利益	717	761
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	717	761

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 238円18銭
- 顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2022年度	2021年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	34,698	34,116
利益剰余金増加高	717	761
親会社株主に帰属する当期純利益	717	761
土地再評価差額金取崩額	—	—
利益剰余金減少高	179	180
配当金	179	180
利益剰余金期末残高	35,235	34,698



自己資本の充実の状況(連結会計年度の開示情報)

(1) 連結自己資本比率の状況

連結自己資本比率(国内基準) (単位:%)

2022年度末	2021年度末
10.36	10.40

注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

注) 用語の解説は、71頁を参照願います。

当金庫グループでは、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーションル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫グループの自己資本比率は10.36%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。



(2)自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項目	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,065	37,529
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,010	3,011
うち、利益剰余金の額	35,235	34,698
うち、外部流出予定額(△)	△ 180	△ 179
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42	104
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42	104
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	31
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,124	37,664
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	47	60
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	166	113
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	213	173
自己資本		
自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	37,910	37,491
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	352,493	346,668
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	344	344
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	344	344

項目	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
オフ・バランス取引項目	19	29
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関間連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,109	13,598
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	365,602
連結自己資本比率		360,267
連結自己資本比率((八)/(二))	10.36	10.40

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものはありません。
その他の用語等の説明については、71・72頁をご覧ください。

(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

① 連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、自己資本比率告示といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は㈱四国労金サービスです。主要な業務の内容は以下のとおりです。

- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
㈱四国労金サービス	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

②自己資本調達手段の概要

2022年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,010百万円
普通株式	①発行主体：(株)四国労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：－

③自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末（2022年度末）		前期末（2021年度末）	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	352,493	14,099	346,668	13,866
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	352,035	14,081	346,203	13,848
ソブリン向け	0	0	0	0
金融機関向け	48,312	1,932	46,865	1,874
事業法人等向け	7,882	315	7,382	295
中小企業等・個人向け	257,184	10,287	250,595	10,023
抵当権付住宅ローン	23,716	948	26,089	1,043
不動産取得等事業向け	1,630	65	1,977	79
延滞債権	194	7	110	4
その他	13,114	524	13,181	527
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
リスクウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	113	4	121	4
ルック・スルー方式	113	4	121	4
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	344	13	344	13
他の金融機関等の対象資本等調達手 段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得 た額	—	—	—	—
中央清算機関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク (B)	13,109	524	13,598	543
リスク・アセット、総所要自己資本額 (C) (A)+(B)	365,602	14,624	360,267	14,410

1. 「その他」には、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等を計上しています。

2. 項目の説明につきましては、73頁を参照願います。

■連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2022年度末の当金庫連結グループの自己資本比率は10.36%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引き続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫連結グループは、連結グループが直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで連結グループ全体のリスクの程度を判断し、連結グループの経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫連結グループでは、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー及び証券化エクスポートジャヤを除く)

①信用リスクに関するエクスポートジャヤの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

地域区分	合計		貸出金等取引		債券		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポートジャヤ	
	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
国内	722,256	716,945	436,747	435,985	32,460	34,663	1,182	1,182	251,866	245,113	133	77
国外	5,858	6,633	—	—	—	—	—	—	5,858	6,633	—	—
合計	728,114	723,578	436,747	435,985	32,460	34,663	1,182	1,182	257,725	251,747	133	77

業種別

業種区分	合計		貸出金等取引		債券		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポートジャヤ	
	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
製造業	5,146	5,035	—	—	4,600	3,900	—	—	546	1,135	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	200	200	—	—	200	200	—	—	0	0	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,804	2,403	—	—	2,399	1,999	—	—	404	403	—	—
情報通信業	601	585	—	—	600	500	—	—	1	84	—	—
運輸業、郵便業	1,901	1,801	—	—	1,900	1,800	—	—	1	1	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	700	800	—	—	700	800	—	—	0	0	—	—
金融業・保険業	251,009	243,518	—	—	2,004	1,905	—	—	249,005	241,612	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,854	2,202	338	486	1,400	1,600	—	—	115	115	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	304	304	—	—	300	300	—	—	4	4	—	—
国・地方公共団体	23,224	27,240	4,842	5,554	18,355	21,656	—	—	25	29	—	—
個人	431,744	430,026	431,441	429,713	—	—	—	—	303	312	133	77
その他	8,622	9,459	124	230	—	—	1,182	1,182	7,316	8,046	—	—
合計	728,114	723,578	436,747	435,985	32,460	34,663	1,182	1,182	257,725	251,747	133	77

残存期間別

(単位:百万円)

エクspoージャー区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等	
	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
期間区分										
期間の定めのないもの	52,226	52,709	22,998	23,724	—	—	1,182	1,182	28,045	27,803
1年以下	140,886	153,919	26,451	27,515	1,119	3,000	—	—	113,315	123,404
1年超3年以下	80,245	73,249	45,120	45,136	3,404	3,420	—	—	31,720	24,693
3年超5年以下	118,441	103,751	40,396	40,599	1,000	1,205	—	—	77,044	61,946
5年超7年以下	40,838	45,878	36,938	35,878	3,300	1,600	—	—	600	8,400
7年超10年以下	54,479	55,233	49,879	50,733	4,200	4,100	—	—	400	400
10年超	240,998	238,835	214,962	212,398	19,435	21,337	—	—	6,600	5,100
合 計	728,114	723,578	436,747	435,985	32,460	34,663	1,182	1,182	257,725	251,747

1. 項目の説明につきましては、75頁を参照願います。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度
期首残高	104	97	100	111	205	209
当期増加額	42	104	20	100	62	205
当期減少額	目的使用	—	—	—	—	—
	その他	104	97	100	111	205
期末残高	42	104	20	100	62	205

1. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の説明につきましては、76頁を参照願います。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	9	12	—	—	—	—	1	2	7	9	—	—	—	
その他	91	99	—	—	—	—	78	8	12	91	—	—	—	
合計	100	111	—	—	—	—	80	11	20	100	—	—	—	

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2022年度末			2021年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	49,734	49,734	—	55,020	55,020
10%	—	1	1	—	1	1
20%	226,709	10,916	237,625	221,165	10,019	231,184
35%	—	67,764	67,764	—	74,544	74,544
50%	13,664	0	13,664	12,245	0	12,245
75%	—	342,918	342,918	—	334,133	334,133
100%	1,703	12,547	14,250	1,725	12,892	14,617
150%	—	120	120	—	65	65
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	2,035	2,035	—	1,764	1,764
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	242,076	486,037	728,114	235,136	488,442	723,578

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称につきましては、78頁を参照願います。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	信用リスク削減手法が適用されたエクスポート					
		2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末	2022年度末	2021年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	745	813	—	—	—	—	—
ソブリン等公共機関向け	—	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	—	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	745	813	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

項 目	2022年度末			2021年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 項目の説明につきましては、79頁を参照願います。

(7) 証券化工クスボージャーに関する事項

①オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する事項)

該当はありません。

②投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する事項)

該当はありません。

(8)出資等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2022年度末		2021年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	8	8	8	8
その他	5,775	5,775	5,749	5,749
合 計	5,783	5,783	5,757	5,757

1. 項目の説明につきましては、81頁を参照願います。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2021年度
売却益	—	—
売却損	—	18
償 却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益は含んでいません。

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2021年度
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2021年度
評価損益	—	—

■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、81頁を参照願います。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末 (2022年度末)	前期末 (2021年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,598	2,599

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2022年度末	2021年度末
VaR	5,165	3,102

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,015	10,769	185	30
2	下方パラレルシフト	0	0	406	392
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,015	10,769	406	392
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		37,910		37,491	
8	自己資本の額				

1. 項目の説明につきましては、82頁を参照願います。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要につきましては、83頁を参照願います。



(11)オペレーションル・リスクに関する事項

■オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算出しています。

●連結セグメント情報

連結の対象となる(株)四国労金サービスは、当金庫関連業務の受託事業等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失

の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます。）の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。



労働金庫法に基づく開示債権

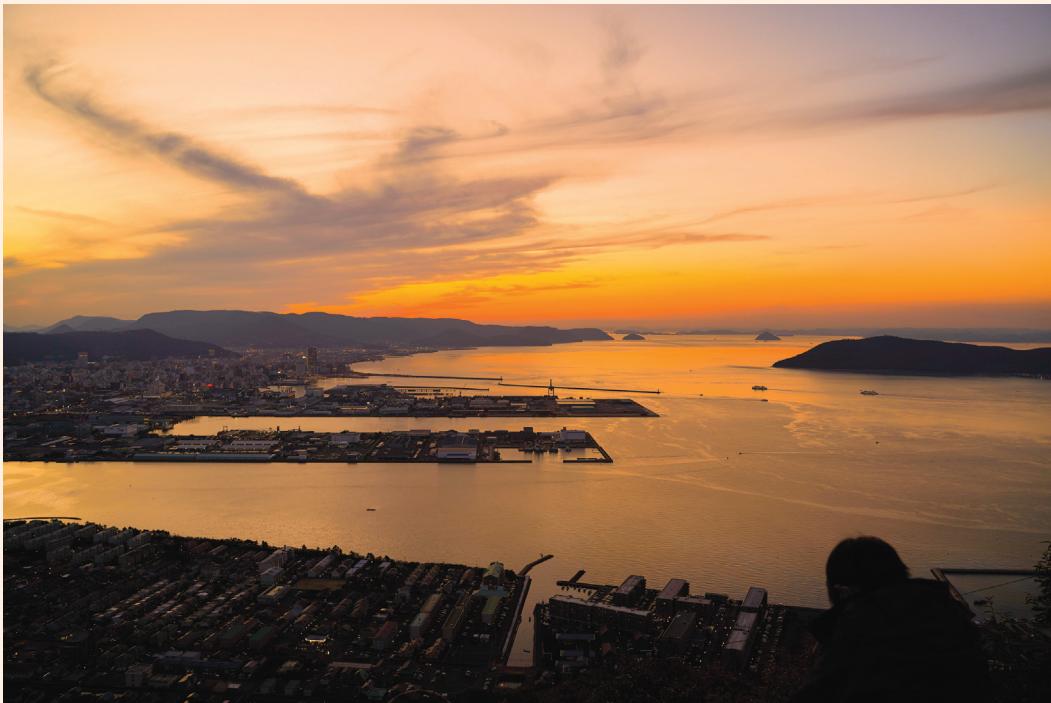
2023年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2022年度末	2021年度末
労働金庫法上の開示債権 合計(A)	2,793	2,681
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,000	1,215
危険債権	1,701	1,378
要管理債権	91	87
うち、三月以上延滞債権	31	25
うち、貸出条件緩和債権	59	61
保全額(B)	2,773	2,649
担保・保証等による回収見込み額	2,754	2,547
貸倒引当金	19	102
保全率(B)／(A)(%)	99.29%	98.83%
正常債権(C)	414,083	413,169
総与信残高(D)=(A)+(C)	416,876	415,850
労働金庫法上の開示債権比率(A)／(D)(%)	0.67%	0.64%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。

2. 用語の解説は84頁を参照ください。



「ろうきん業態セーフティネット」

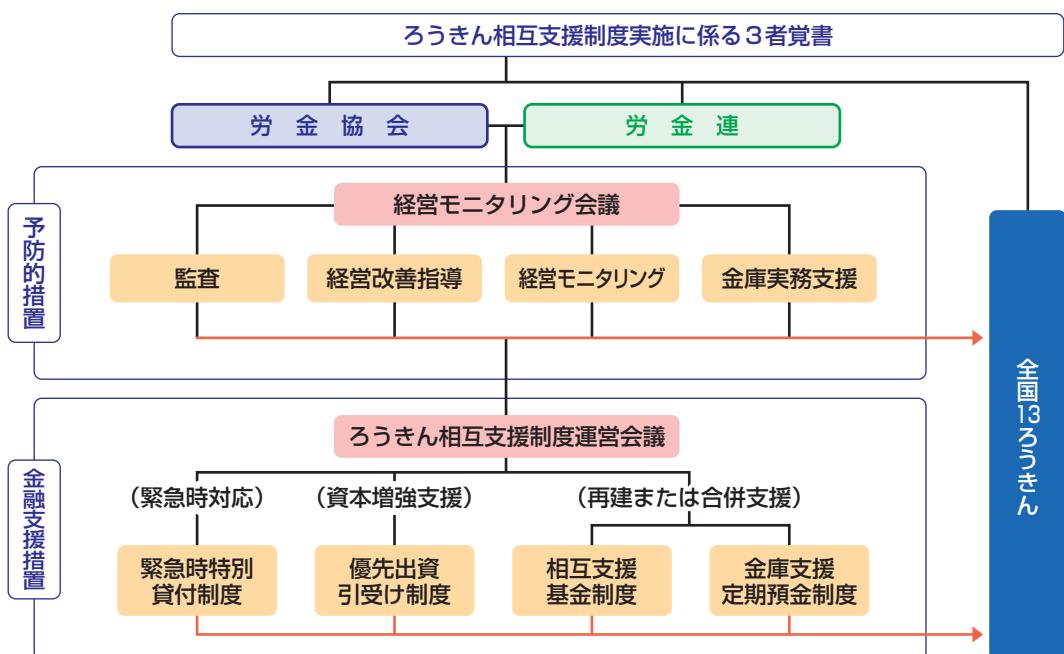
お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。

ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経

営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

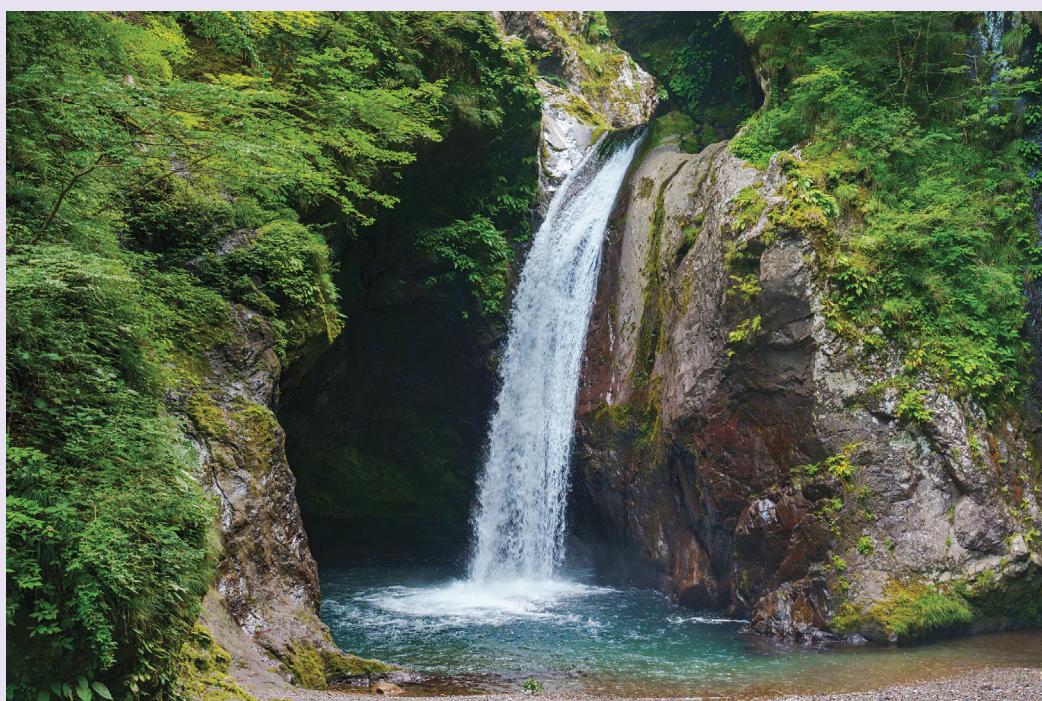
第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



●全国労金の概要 (2023年3月末・速報値)

金庫名	店舗数	役職員数	団体会員数	預 金 (百万円)	貸 出 金 (百万円)
北海道	37	716	2,584	1,093,673	811,939
東北	69	1,101	5,367	2,301,467	1,359,236
中央	140	3,127	11,567	6,909,287	4,673,310
新潟県	27	456	1,900	901,333	377,158
長野県	23	382	1,627	761,749	400,793
静岡県	27	667	2,279	1,249,793	974,429
北陸	25	483	1,749	818,546	477,990
東海	41	676	3,073	2,112,117	1,665,888
近畿	56	1,089	6,555	2,440,718	1,523,130
中国	39	731	3,486	1,304,328	829,910
四国	27	432	1,989	657,746	416,630
九州	82	1,184	5,881	2,091,986	1,538,995
沖縄県	12	167	466	317,028	241,109
合 計	605	11,211	48,523	22,959,777	15,290,523

1. 店舗数にはインターネット支店を含みます。
2. 預金計には譲渡性預金を含みます。



索引 (法定開示項目一覧)

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目（単体）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	33
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	35
(3) 会計監査人の氏名又は名称	35
(4) 事務所の名称及び所在地	44
2. 金庫の主要な事業の内容	37
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	50
(2) 主要な事業の状況を示す指標	57
(3) 事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	57
②預金に関する指標	59
③貸出金等に関する指標	61
④有価証券に関する指標	63
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 社会的責任と社会貢献活動	19
(2) リスク管理の態勢	26
(3) 法令等遵守の態勢	29
(4) 苦情等への対応	31
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	51
(2) 損益計算書	55
(3) 剰余金処分計算書	56
(4) 自己資本の充実の状況	68
(5) 有価証券	63
(6) 金銭の信託	67
(7) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 デリバティブ取引	67
(8) 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	76
(9) 貸出金償却の額	77
(10) 会計監査人の監査	56

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目（連結）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	88
(2) 金庫の子会社等に関する事項	88
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	88
(2) 主要な事業の状況を示す指標	88
3. 金庫及びその子会社等の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	89
(2) 連結損益計算書	93
(3) 連結剰余金計算書	93
(4) 自己資本の充実の状況	94
(5) 連結決算セグメント情報	105

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律第22条の2に基づく開示項目

22

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第20条に基づく開示項目

22

労働金庫法開示債権及び 金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律に基づく債権（単体）

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	84
2. 危険債権	84
3. 要管理債権	84
4. 正常債権	84

労働金庫法開示債権（連結）

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	106
2. 危険債権	106
3. 要管理債権	106
4. 正常債権	106

■労働金庫の自主開示項目

1. 概況等	
(1) 事業方針	4
(2) 役員の所属団体等	35
(3) 代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況	35
(4) 職員の状況	36
(5) 報酬等に関する事項	36
(6) 自動機設置状況	44
(7) 大口出資会員	58
(8) 会員数内訳	58
(9) 出資配当等	58
2. 経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	58
(2) 利益率	57
(3) 常勤役職員1人当たり預金残高	62
(4) 1店舗当たり預金残高	62
(5) 常勤役職員1人当たり貸出金残高	62
(6) 1店舗当たり貸出金残高	62
3. 資金調達	
(1) 預金科目別残高	59
(2) 預金者別内訳	60
(3) 財形貯蓄残高	60
4. その他の業務	
(1) 公共債券販売実績	64
(2) 投資信託販売実績	64
(3) 内国為替取扱実績	60
(4) 手数料	42
5. その他	
(1) 沿革・歩み	48
(2) 商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項	37
(3) トピックス	49
(4) 当金庫の考え方	26
(5) 全国労金の概要	107

※頁数は、項目の開始頁を表示しています。

店舗のご案内

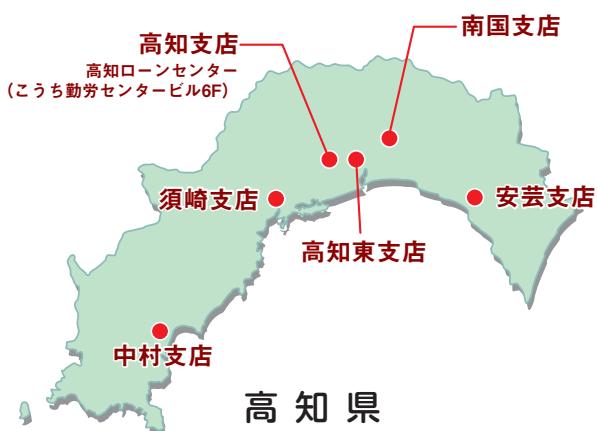
(地番等は裏表紙を参照下さい)



愛媛県



香川県



高知県



徳島県

(2023年6月30日現在)

金額及び諸比率の表示方法のご案内

1. 金額単位

- (1) 特段の表記がない場合は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。（ただし、「労働金庫法開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています。）
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しております。
- (4) 該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。



四国労働金庫本部 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3
TEL(087)811-8000 FAX(087)811-8100

本 部		電 話	F A X
経 営 統 括 部	企画・人事	087-811-8004	087-811-8101
	経営管理	087-811-8001(人事)	
	資金運用	087-811-8005	
営 業 統 括 部		087-811-8006	087-811-8101
総務リスク統括部	総 務	087-811-8000	087-811-8100
	リスク管理	087-811-8007	
業 務 統 括 部	業 務	087-811-8002	087-811-8102
	融 資	087-811-8003	
監 査 部	監 査	087-811-8009	
監 事 会 事 務 局		087-811-8008	087-811-8101
お客様相談センター		087-811-8041	087-811-8100

本部フリーダイヤル 0120-505-690

ろうきんダイレクトヘルプデスク 0120-459-690

多重債務相談デスク 0120-174-690

ホ ー ム ペ ー ジ <https://www.shikoku-rokin.or.jp>

香川営業本部	〒760-0011 高松市浜ノ町72-3 TEL (087) 811-8051 FAX (087) 811-8103
本 店 営 業 部	〒760-0011 高松市浜ノ町72-3 TEL (087) 811-8181 FAX (087) 811-8182
觀 音 寺 支 店	〒768-0067 観音寺市坂本町2-10-61 TEL (0875) 25-7777
内 海 出 張 所	〒761-4411 小豆郡小豆島町安田甲144-72 TEL (0879) 82-0813
瀬 戸 大 橋 支 店	〒763-0082 丸亀市土器町東9-301 TEL (0877) 24-4811
志 度 支 店	〒769-2101 さぬき市志度2159-1 TEL (087) 894-7500
高松ローンセンター (高松番町出張所)	〒760-0017 高松市番町3-5-15 TEL (087) 811-4141
瀬 戸 大 橋 支 店 (瀬戸大橋支店内)	〒763-0082 丸亀市土器町東9-301 TEL (0877) 21-2311
インターネット四国支店	(ろうきんダイレクトヘルプデスク) TEL(0120)-459-690

徳島営業本部	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 TEL (088) 623-1113 FAX (088) 623-5744
徳 島 支 店	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 TEL (088) 623-1111
池 田 支 店	〒778-0003 三好市池田町サラダ1612-2 TEL (0883) 72-0399
徳 島 北 支 店	〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5 TEL (088) 698-1111
阿 南 支 店	〒774-0030 阿南市富岡町トノ町71-20 TEL (0884) 22-2132
鴨 島 支 店	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島342-1 TEL (0883) 24-3113
徳島ローンセンター (中島田出張所)	〒770-0052 徳島市中島田町1-11-1 TEL (088) 634-1000
徳島北ローンセンター (徳島北支店内)	〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5 TEL (088) 698-1112

愛媛営業本部	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 933-3671 FAX (089) 933-3677
愛 媛 支 店	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 948-1121
松 山 支 店	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 948-1121
新 居 浜 支 店	〒792-0008 新居浜市王子町3-5 TEL (0897) 33-8567
四国中央支店	〒799-0401 四国中央市村松町235-1 TEL (0896) 24-3939
今 治 支 店	〒794-0025 今治市大正町2-2-1 TEL (0898) 22-0913
八 幡 浜 支 店	〒796-0048 八幡浜市北浜1-4-17 TEL (0894) 22-1292
宇 和 島 支 店	〒798-0033 宇和島市鶴島町7-8 TEL (0895) 22-0565
西 条 支 店	〒793-0043 西条市樋之口57-1 TEL (0897) 56-2864
愛媛ローンセンター (愛媛支店内)	〒790-0002 松山市二番町4-5-2 TEL (089) 948-1120
新居浜ローンセンター (新居浜支店内)	〒792-0008 新居浜市王子町3-5 TEL (0897) 33-3360

高知営業本部	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 823-3111 FAX (088) 824-2677
高 知 支 店	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 823-4311
中 村 支 店	〒787-0012 四万十市右山五月町7-48 TEL (0880) 34-3210
須 崎 支 店	〒785-0057 須崎市桐間東29 TEL (0889) 42-4133
安 芸 支 店	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-1-19 TEL (0887) 34-0131
南 国 支 店	〒783-0006 南国市篠原1821 TEL (088) 863-1411
高 知 東 支 店	〒781-0085 高知市札場4-7 TEL (088) 885-2222
高知ローンセンター (こうち労働セービル&F)	〒780-0870 高知市本町4-1-32 TEL (088) 825-2311